

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

令和5年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和6年2月19日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

兵庫県監査委員

中 田 慎 也
花 岡 正 浩
小 畑 由起夫
高 橋 みつひろ

令和5年3月31日付け包括外部監査報告に係る措置

令和4年度包括外部監査テーマ：港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

指摘事項及び意見に対する措置状況

区分	措置済	対応中	不措置	未着手	合計
指摘事項	188	0	2	0	190
意見	131	0	1	0	132

1. 全般的事項

(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>県は、ひょうご埠頭の財政状態及び経営成績を考慮することなく、過去から港湾施設使用料に関する多額の減免を継続した結果、ひょうご埠頭には約14億円の資金が蓄積されることとなった。この資金は、監査委員や議会の審査を受けることなく、港湾整備事業特別会計の枠外で事業を実施するために利用することができる県にとっては都合の良い「第二の財源」となり得るものであり、県民に対して港湾整備事業特別会計の収支が適正に開示されない結果を生んでいる。(指摘事項-1)</p>	措置済	ひょうご埠頭に対する現在の使用料の減免を見直し、港湾施設の収支見込を基に県への支払額（還付金）を算定する指定管理者制度を令和6年度から導入する。
<p>ひょうご埠頭に多額の資金や利益剰余金が計上されているにも関わらず、県が、本来の使用目的に合致した目的で使用許可を付与した港湾施設について、制度趣旨が全く異なる行政財産の目的外使用の使用料算定方法を準用した上で使用料を減免することは、本来の必要額や適正額を超える減免を実施することに繋がりがねず、合理性を欠くものである。(指摘事項-2)</p>	措置済	同上。
<p>県は、ひょうご埠頭に対して、使用料の全部又は一部を減免しており、これは、県港湾条例第9条の2第3号の「前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき」に該当することを理由としているものと考えられる。</p> <p>しかし、県がひょうご埠頭に対して発行した令和3年度港湾施設使用料通知書には、港湾施設使用料の金額が記載されているのみであり、減免理由が明記されていないことから、県港湾条例第9条の2のいずれの条項に基づく使用料の減免であるか否かが不明瞭である。(指摘事項-3)</p>	措置済	港湾施設使用料通知書に減免理由を明記するよう改めた。
<p>県は、ひょうご埠頭本店より姫路港広畑港区野積場他に係る港湾施設用地使用許可申請書を受領し、減免後の使用料を算定した上で、令和3年度の港湾施設使用料を通知しているが、ひょうご埠頭本店からは減免理由が記載された減免申請書類は提出されていない。従って、県は、減免申請していない港湾施設利用者に対して、県の判断により減免措置を実施していることとなり、減免手続に瑕疵が認められる。(指摘事項-4)</p>	措置済	ひょうご埠頭に対し減免申請書類の提出を指示し、受領した。
<p>港湾施設の公共性を維持し、利用者の要望に的確に応えるかたちで安定的に港湾施設を運営する観点から、県</p>	措置済	ひょうご埠頭に対する現在の使用料の減免を見直し、港湾施設の収

<p>が、ひょうご埠頭に対して実施する港湾施設使用料の減免を否定するものではないが、ひょうご埠頭には多額の資金や利益剰余金が計上されている点を踏まえた上で、県は、減免の必要性も含めて改めて慎重に検討すべきである。その結果、ひょうご埠頭に対して使用料を減免する場合には、外郭団体との取引であり、より一層透明性を確保する必要があることを強く意識するとともに、他の港湾施設利用者に対する公平性に十分に配慮した上で、合理的な方法に基づき減免額を算定すべきである。(意見-1)</p>		<p>支見込を基に県への支払額(還付金)を算定する指定管理者制度を令和6年度から導入する。</p>
<p>県にとって都合の良い「第二の財源」となり得るひょうご埠頭の多額の資金は、減免がなければ港湾整備事業特別会計の枠内で適正に執行されるべき性格のものである。従って、ひょうご埠頭は、県との協議に基づき、当該資金を使用した港湾施設の整備・修繕に係る将来計画を策定し、計画に従った事業を着実に遂行するとともに、県は計画の進捗を適切にモニタリングすべきである。(意見-2)</p>	<p>措置済</p>	<p>ひょうご埠頭は、蓄積された資金を活用して、県が港湾整備事業特別会計で計画していた港湾施設の整備・修繕の一部を令和6年度から実施する。 また、県は、ひょうご埠頭の実施状況等の進捗を管理する。</p>
<p>県は、使用料の減免を行う場合には、港湾施設の利用者から減免理由を記載した減免申請書類を適切に入手し、県港湾条例第9条の2に定める減免理由への該当を慎重に検討した上で、港湾施設の利用者に対する使用料を通知すべきである。また、その際、使用料通知書には県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免理由を明記すべきである。(意見-3)</p>	<p>措置済</p>	<p>使用料の減免を行う場合は、利用者から減免申請書類の提出を求めるとともに、利用者に対し、減免理由を明記した使用料通知書を発行するように改めた。</p>

(2) 県管理港湾に係る港湾別収支

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>県は、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港については、法に基づき収支状況を把握するとともに、港湾計画に基づき、港湾施設の整備、更新、土地利用の促進等の取組みを積極的に進めているが、地方港湾については、これまで経営状況の把握は行われておらず、また、各港湾の利用状況や特徴を踏まえた上で、その発展に資するための具体的な計画は策定していない。(指摘事項-5)</p>	<p>措置済</p>	<p>令和4年度決算から最新の経営状況を把握に努めており、各港湾の利用状況や特徴により、今後、整備計画等に反映させる。</p>
<p>県は、国際拠点港湾や重要港湾と同様、毎年地方港湾についても収支等の経営状況を把握し、各港湾の特徴、地元住民や漁業組合等の港湾施設利用者の要望等を踏まえ、各地方港湾のあり方を具体的に検討すべきである。(意見-4)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(3) 県営クレーン更新投資

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>今回の県営クレーンの更新は、約36億円の大規模な設備投資であるにも関わらず、更新後のクレーン使用料は年間でどの程度になるか、管理運営費や維持修繕費など</p>	<p>措置済</p>	<p>クレーン利用実態に対する設備投資の効果について、定量的な把握に努めており、今後も継続して定量</p>

<p>の費用はどの程度必要か、野積場等の他の港湾施設の稼働率が上昇することで使用料はどの程度増加するか等の投資の効果について定量的に分析することなく、「老朽化」を理由に、下振れリスクを考慮しない楽観的な将来予測に基づき、安易に多額の設備投資を実施しようとしている県の姿勢に対しては疑問を呈さざるを得ない。(指摘事項-6)</p>		<p>把握し、クレーン更新の最適化を図っていく。</p>
<p>県は、県営クレーンの更新前に、設備投資額のうち使用料収入により回収する割合、計画稼働日数・時間、使用料減免率等を設定した上で設備投資の効果定量的に分析し、更新後は、実際の県営クレーンの稼働状況等に基づき、定期的に設備投資の効果把握すべきである。(意見-5)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(4) 港湾台帳

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳は、全て旧様式で調製され、平成23年4月1日以降に新たに整備された港湾施設が複数あるが、それらの状況について、改正後の法施行規則第五号様式で作成していなかった。これは、法第49条の2及び法施行規則第14条第2項に基づく適切な事務処理とは言えない。(指摘事項-7)</p>	<p>措置済</p>	<p>平成23年4月1日以降に整備された港湾施設については、新様式で港湾台帳を作成した。</p>
<p>当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、港湾施設に該当しない施設について港湾台帳に記載している事例が散見された。(指摘事項-8)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳の定期更新時期に記載内容の追記修正を行う。</p>
<p>当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳について、港湾台帳上の項目に必要な情報の記載が不足している、港湾施設が更新されているが更新作業が行われていない、港湾施設が新たに整備されているが速やかに記載されていないなど、法施行規則第14条第4項に定める港湾台帳の更新事務が適時、適切に行われていない状況が非常に数多く確認された。(指摘事項-9)</p>	<p>措置済</p>	<p>今後は台帳の更新事務を適切に行っていく。</p>
<p>県は、同一の港湾施設に対して、各土木事務所・港管理事務所と本庁が各々港湾台帳を調製して管理を行っているが、各土木事務所・港管理事務所からの情報に基づき、本庁の港湾台帳が適切に更新されていない事例が発見された。(指摘事項-10)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳の定期更新時期に記載内容の追記修正を行う。</p>

<p>港湾台帳は、港湾事業に係る様々な施策を遂行する上での重要な基礎データを提供するものであり、事業遂行に係る適切な意思決定を行うためには、港湾施設を漏れなく正確に記載することが極めて重要となる。現在、港湾台帳は手書きによる更新作業等を行いながら管理されているが、より効率的に台帳管理を行うには、港湾台帳の電子化が最適であると考え。そのような中、社会基盤システムでは、システム構築時にデータ化して取り込んだ港湾台帳の情報を有していることから、社会基盤システムを活用することにより、効率的に港湾台帳の電子化が実現できるものと考え。しかし、社会基盤システムに登録されている港湾台帳は新規登録時から更新されていないものが非常に多く、即座に港湾台帳の管理に社会基盤システムを活用できる状態とはなっていない。(指摘事項-11)</p>	<p>措置済</p>	<p>社会基盤システムを活用した港湾台帳の管理を行う。</p>
<p>改正後の法施行規則第五号様式と、県が現在使用している旧様式を比較した場合、改正後第五号様式の記載事項である事業費（総額・補助金）が、旧様式には記載されていないなど、法施行規則第14条第2項第3号に定める「その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項」の多くが記載されておらず、現在、法が要求する港湾施設の管理及び利用に資する情報が十分に開示されていない状態にある。従って、県は、平成23年以降に新たに整備された港湾施設について、速やかに改正後の法施行規則第五号様式により港湾台帳を作成するとともに、様式で求められる記載項目については全て記載する対応を図るべきである。なお、法施行規則第14条第3項において調製することが求められている施設位置図について、現状、1つの地図に複数の港湾施設の位置情報をまとめて調製しているが、改正後の第五号様式が個々の港湾施設に関する様式であることの趣旨を鑑みると、平成23年4月1日以降の港湾施設の状況を示す図面（施設位置図）は、個々の港湾施設と個別に対応する方式で作成すべきである。(意見-6)</p>	<p>措置済</p>	<p>平成23年4月1日以降に整備された港湾施設については、新様式で港湾台帳を作成した。</p>
<p>県は、港湾施設に該当しない施設や県の管理対象外であり港湾台帳に記載する必要がない港湾施設を港湾台帳に記載しているが、記載する必要がない施設は港湾台帳の記載対象外とすべきである。(意見-7)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳の定期更新時期に記載内容の追記修正を行う。</p>
<p>港湾施設の管理目的と港湾施設に関する情報開示目的という2つの目的を適切に果たすために、県は、港湾台帳の更新事務を適時、適切に行うべきある。(意見-8)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>県は、港湾台帳のデータ管理化を早急に進めるとともに、本庁と各土木事務所・港管理事務所が備える港湾台帳については一元的に管理すべきである。(意見-9)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

<p>県は、港湾台帳の様式や記載内容の不備を修正し、法定台帳としての役割や機能を適切に果たす港湾台帳を整備する過程において、社会基盤システムを積極的に活用すべきである。なお、各土木事務所・港管理事務所における港湾施設は数多くあり、現在の県職員のみで実施することは現実的ではないため、適切な外注業者への委託の活用も検討した上で、速やかに港湾台帳の整備を進められたい。(意見-10)</p>	<p>措置済</p>	<p>社会基盤システムを活用した港湾台帳の管理を行う。</p>
---	------------	---------------------------------

(5) 港湾施設の管理

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>当包括外部監査における県内各地の土木事務所や港管理事務所での現地調査時に、各事務所での港湾施設、特に野積場を始めとする収益施設の利用状況をどのように管理しているかを確認した結果、事務所で独自に作成した利用状況管理表に基づき管理している場合、利用者が殆ど固定化されているため利用状況を管理するための資料を特段作成していない場合など、収益施設の統一的な管理が行われていなかった。(指摘事項-12)</p>	<p>措置済</p>	<p>全ての収益施設の利用状況管理表を各土木事務所で作成し、本庁でとりまとめることで統一的な利用状況の把握に努める。</p>
<p>県は、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を一元的に管理していない。(指摘事項-13)</p>	<p>措置済</p>	<p>未利用・低稼働の港湾施設の一覧を作成し、一元的に管理する。</p>
<p>当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が管理する港湾に係る港湾施設の現場視察を実施した結果、県港湾条例に定める使用許可申請等の手続が行われず、不適切に港湾施設が利用されている状況が非常に数多く確認された。(指摘事項-14)</p>	<p>措置済</p>	<p>不適切な施設利用を確認し是正させるため、令和6年度から定期的な巡回を実施する。</p>
<p>不適切な港湾施設の利用が継続した場合には、港湾施設使用料等の徴収漏れが発生し公平性を欠くとともに、他の港湾施設利用者の利用機会を不当に制限することに繋がりがかねないが、県は、不適切な利用状況が数多く発生している事実を認識していない又は放置している。(指摘事項-15)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>県は、各土木事務所・港管理事務所において、統一的な方針に基づき収益施設を管理するとともに、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を適時適切に把握できる体制を整備すべきである。(意見-11)</p>	<p>措置済</p>	<p>全ての収益施設の利用状況管理表を各土木事務所で作成するとともに、未利用・低稼働の港湾施設の一覧を作成することで、統一的・一元的に利用状況を管理し、利活用の促進を図る。</p>
<p>県も、一部の未利用港湾施設について、港湾利用以外の使用も検討する方針としているが、長期にわたり未利用の状態が継続している実態を踏まえ、港湾利用以外の使用を早期に可能とする措置を講じるとともに、当該地の情報(場所、面積、現況写真等)を県のホームページ</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾運送事業者等に未利用地等の情報提供を行う。</p>

<p>に掲載するなど、港湾利用者以外の者に対する情報提供を積極的に行うべきである。(意見-12)</p>		
<p>県は、各港湾への定期的な巡回を通じて、港湾施設が適切に利用されているかを確認し、港湾施設利用者に対する指導及び監督を適切に実施するとともに、不適切な利用を行う港湾施設利用者に対しては、県港湾条例第19条(罰則)の適用を含め、厳正な対応を行うべきである。(意見-13)</p>	<p>措置済</p>	<p>不適切な施設利用を確認し是正させるため、令和6年度から定期的な巡回を実施する。</p>

(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画

<p>外部監査人の指摘事項及び意見</p>	<p>分類</p>	<p>対応及び改善策</p>
<p>港湾施設の維持更新に当たっては、施設の老朽化の進行度が重要な判断要素となることは当然であるが、港湾施設は物流や人流の輸送拠点としての利便施設としての性格を有するため、観光施設や企業の動向などの背後地の情勢も注視する必要がある。また、港湾施設の利用状況や地元住民、漁協関係者との調整など様々な要素を加味して実施の優先性や工事方法等を検討する必要がある。更には、これまで把握されてこなかった港湾別の収支状況を考慮要素とすることで、限りある予算をより一層効率的かつ効果的に配分することが可能となると考えられる。従って、新たなひょうごインフラ・メンテナンス計画を策定する上で、港湾別の収支状況を一指標として活用することが望まれる。(意見-14)</p>	<p>措置済</p>	<p>各施設の劣化状況に加え、背後地の情勢、施設利用状況や、各港の収支状況を踏まえた対策の優先検討等により、次期インフラ・メンテナンス計画(R6~R15)を策定し、令和6年度より実施していく。</p>

(7) 港湾施設使用料の算定根拠

<p>外部監査人の指摘事項及び意見</p>	<p>分類</p>	<p>対応及び改善策</p>
<p>県に対して係船料単価の算定根拠を確認した結果、県港湾条例制定当時(昭和38年)から昭和57年までの係船料単価の改定に用いた資料は保管しておらず、引継資料なども残っていないため、現在では算定方法は不明であるとのことであった。また、近年は、港湾施設使用料を含め全ての使用料の改定の要否は、全庁的な方針に従って判断することとしており、長らく改定は見送られている状況で、基本的に消費税率の引き上げ時にその増税相当分を係船料単価に反映する改定を行っているのみである。そのため、現在の単価が社会経済情勢の変化等を踏まえた適切な水準となっているかの検証を十分に行うことが出来る状態にあるとは言い難い。(指摘事項-16)</p>	<p>措置済</p>	<p>残されている資料については、引き続き適切に保管に努める。また、新たに単価見直しを行う際は、その積算方法等を適切に引継ぎ、後年度に検証できるようにする。</p>
<p>係船料以外の各使用料等の中には、係船料の単価と同様、当初の算定方法及びその根拠が曖昧又は不明なものも含まれており、単価の見直しの要否が十分に検討され</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

<p>ず、社会経済情勢の変化に応じた適切な使用料単価が設定されていないものと考えざるを得ない。(指摘事項-17)</p>		
<p>県港湾条例上の使用料単価の算定根拠は、適切な使用料の徴収の根幹となるものであり、改定の要否を検討するには必須のものであることから、県は、今後その積算方法等を適切に保管すべきである。(意見-15)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>各使用料の算定方法を決定し、その根拠となる数値等のデータは時系列で追跡可能なものとする、使用料の変更の要否を検討する基準（例：毎年度検討する、各使用料の算定に使用した指標が30%変動した場合に検討するなど）を設ける、算定方法及び変更の要否を検討した資料を適切に保管するルールを設定するなど、明確な根拠に基づき適切な使用料等を算定し、必要に応じて適時に見直す体制を整備すべきである。(意見-16)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得

<p>外部監査人の指摘事項及び意見</p>	<p>分類</p>	<p>対応及び改善策</p>
<p>県債管理基金が、一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式850,000千円を同額で取得した取引は、県債管理基金条例第1条に違反しており、また、県債管理基金が、基金に属する現金850,000千円を新西宮ヨットハーバー株式で管理することは、県債管理基金条例第3条に違反している。これは、地方自治法第241条の趣旨を蔑ろにするものであり、大きな問題である。(指摘事項-18)</p>	<p>措置済</p>	<p>県政改革方針（令和4年3月30日議決）に基づき、本県の財政状況をより分かりやすく伝えるため、本県独自の取組である内部基金・関連法人事業基金の集約の解消と合わせて、政策目的で保有する株式の基金集約の解消を行った。</p>
<p>県は、県債管理基金が新西宮ヨットハーバー株式を保有することは県債管理基金条例に違反しているという事実を強く認識し、県政改革の一環として、早急に解消に向けた措置を講じるべきである。(意見-17)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(9) 港湾施設の緊急小規模工事

<p>外部監査人の指摘事項及び意見</p>	<p>分類</p>	<p>対応及び改善策</p>
<p>県は、港湾施設の緊急小規模工事に係る実施要領は策定しておらず、対象作業が明確化されていないため、緊急性があるとは言い難い及び小規模とは言い難いにも関わらず、緊急小規模工事契約の対象業務として実施されている事例が散見された。(指摘事項-19)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾施設の緊急小規模工事に係る実施要領を策定し、R6年度発注業務から適用する。</p>
<p>県は、港湾施設の特性を踏まえた上で、緊急小規模工事の対象作業等を定めた港湾施設の緊急小規模工事に関する実施要領を策定し、当該要領に従った事務処理を行うべきである。(意見-18)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(10) 港湾整備事業特別会計条例

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
公営企業の経理は特別会計を設けて行う必要があり、特別会計は地方公共団体の条例で設置されることから、地方財政法施行令における港湾整備事業の範囲と、県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は一致させておくべきものであるが、県の条例上、埋立事業や貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業は対象外とされており、齟齬が生じている。(指摘事項-20)	不措置	埋立事業や貯木場については当該条例の対象範囲に含まれると解しており、特段齟齬が生じているとは考えていない。なお、船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業については、これまで実施していない。
港湾整備事業特別会計の歳入歳出決算報告書等を確認した結果、野積場使用料や工作物設置料、さらには土地売払収入や臨海土地造成整備事業債など、明らかに「荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営」に係る歳入歳出には該当しない項目が計上されている。これは、港湾整備事業特別会計条例上、区分経理の対象とされていない事業に係る歳入歳出が港湾整備事業特別会計において経理され、同条例の設置目的と歳入歳出決算報告書との間で齟齬が生じていることを意味する。(指摘事項-21)	不措置	前述のとおり、条例の対象範囲に含まれると解しており、特段齟齬が生じているとは考えていない。
県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は、地方財政法施行令及び港湾整備事業特別会計に係る歳入歳出決算報告書と齟齬が生じていることから、これらを整合させるよう、同条例を改正すべきである。(意見-19)	不措置	前述から、今回条例改正は行わない。

(11) 法第49条に基づく収支報告

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
県は、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に係る収支報告（経営関係収支報告・建設関係収支報告）を作成しているが、法第49条に基づく県のホームページ等による公表を行っていなかった。(指摘事項-22)	措置済	過年度分(令和4年度決算以前分)公表済。
県は、法第49条に基づき、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の収支報告を県のホームページで公表すべきである。なお、この場合、経年での比較可能性を担保するため、当該事業年度のみならず、過年度の収支報告についても継続的に掲載すべきである。(意見-20)	措置済	同上。

(12) 県港湾条例第13条（譲渡等の禁止）

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
県港湾条例第13条では、許可によって生ずる権利義務の「譲渡」と「転貸」のみが制限され、「担保に供すること」が制限されていない。すなわち、港湾施設の使用許可を受けた者が、自己の利益（例えば、第三者からの借入）のために、港湾施設の使用許可権を担保として提供することについては、何らの制限もなく、自由に行うこ	措置済	使用許可時の条件書への追記を行う。

<p>とができると解釈できる。港湾施設の使用や、使用等の許可によって生ずる権利義務の譲渡又は転貸には、知事の許可を必要とする一方、担保権の実行又は行使により、港湾施設の使用権を知事の許可なく得ることができることは均衡を逸すると思料される。(指摘事項-23)</p>		
<p>県は、県港湾条例第4条第1項の許可によって生ずる権利義務を担保に供することを制限するよう、県港湾条例第13条の改正や県港湾条例第5条に基づく使用許可条件を付すことなどを検討すべきである。(意見-21)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(13) 県港湾条例第16条（原状回復義務）

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>港湾施設の使用許可を受けた者は、仮に引き続き使用する場合であっても、特段の理由があることにつき知事の許可を受けない限り、県港湾条例第16条に基づき使用期間終了時に、一旦原状回復義務を履行しなければならないこととなる。県港湾条例第11条において、港湾施設の使用期間は原則として10年を超えることはできないとされているが、実際には、3ヶ月や1年という期間で使用が許可され、その後も同一の者から使用許可の申請が行われ、県が使用を許可するということが繰り返されており、結果的に同一の者が長期にわたり継続的に港湾施設を使用している。これでは、県港湾条例第16条に基づく知事の承認がないにも関わらず、新たな使用許可に基づき使用期間終了日の翌日から引き続き使用する者に対して、県が原状回復義務の履行を課すことなく港湾施設を使用させていることになる。(指摘事項-24)</p>	<p>措置済</p>	<p>使用許可時の条件書への追記を行う。</p>
<p>県は、使用期間終了日の翌日から引き続き使用する場合には原状回復義務の履行を要しないことについて、県港湾条例第16条に基づく知事の承認手続を行う、又は、県港湾条例第5条に基づく使用許可条件を付すなど、利用実態に合った手続等を行うべきである。(意見-22)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>県港湾規則別表第2の備考欄にある交付金相当額の徴収に係る記載は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨とは異なる徴収事務を実施する必要があると解釈する余地を生む表現となっており、合理性を欠くものである。(指摘事項-25)</p>	<p>措置済</p>	<p>申請者に対し丁寧な説明を行い、誤解が生じないように努める。</p>
<p>県は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨を踏まえ、県民に誤解を与えない表現とするよう県港湾規則別</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

表第2を改正すべきである。(意見-23)

(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定について規定している条項は、県港湾規則第6条第1項第1号でなく、第2号であり、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」(昭和43年5月1日告示第449号の2最終改正平成27年10月23日告示第877号)には、指定の根拠である県港湾規則の条項が誤って記載されている。(指摘事項-26)	措置済	告示により対応する。
県は、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」に記載されている県港湾規則の条項を速やかに修正すべきである。(意見-24)	措置済	同上。

(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
県は、「あくまで公告を行った日から起算して7日間以上を確保した上で、休日は申込の作業ができないという趣旨で(注2)を適用している」と判断しているが、(注2)の記載では期間そのものが除かれるため、入札参加申込書の受付期間を短く設定しているとの誤解を招く。(指摘事項-27)	措置済	入札参加者の誤解を招くことを防ぐため、入札公告における注釈等を修正した。
県は、入札公告の雛形を改正するなど、入札公告における入札参加申込書の受付期間について、入札参加者に正しく理解されるよう努めるべきである。(意見-25)	措置済	同上。

2. 県民局・県民センター(土木事務所・港管理事務所)

(1) 東播磨県民局(加古川土木事務所)

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、契約の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。(指摘事項-28)	措置済	随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。
二見及び尾上地区港湾施設環境維持管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、「委託金額については県港湾課、土木、UWHで協議し了承済」と記載されているの	措置済	同上。

<p>みで、委託料の積算根拠や理由などについては記載されていないため、契約金額が適切であるか否かを客観的に判断することができない。(指摘事項-29)</p>		
<p>明石市や高砂市については、支出の根拠資料(契約書、請求書、領収証など)を始めとする詳細な資料を添付し、報告書を提出していたが、例えば、加古川市に委託した別府港緑地維持管理業務については、「上記の業務が完了しましたので報告します。」とのみ記載された業務完了報告書と、歳入歳出の実績金額を表に示しただけの精算報告書が提出されているのみで、委託業務が適切に履行されたか否かを確認するために必要な情報が十分に報告されていなかった。(指摘事項-30)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>加古川土木事務所における東播磨港高砂地区高砂海浜公園改修工事(4)について、「工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書」を閲覧した結果、再委託先である警備業者について、下請負状況への記載が漏れていた。(指摘事項-31)</p>	<p>措置済</p>	<p>委託業務にかかる提出書類について、記載内容及び添付書類の厳格な精査を実施する。</p>
<p>即納業務を行っている見張所には釣銭が準備されていないため、お釣が生じた場合には、見張所職員自身が予め用意した現金で支払われている。(指摘事項-32)</p>	<p>措置済</p>	<p>釣銭対応が困難である旨の周知文を見張所に提示した。</p>
<p>新設の200t吊クローラクレーンは令和4年1月18日に納品されているが、納品日から約8ヶ月経過している当包括外部監査の現場視察当日(令和4年9月8日)時点では、港湾台帳の更新事務が行われていなかった。また、200t吊クローラクレーン前に荷さばき地があるが、加古川土木事務所は港湾台帳に記載していない。(指摘事項-33)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾台帳を修正した。</p>
<p>二見公共埠頭の野積場の面積が19,536.31㎡から平成13年12月6日に66,049.16㎡、平成27年4月1日に50,724.63㎡に変更されているが、港湾台帳を更新していない。(指摘事項-34)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>高砂海浜公園60,000㎡について、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。(指摘事項-35)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>尾上地区緑地17,000㎡について、港湾台帳へ施設番号を記載していない。また、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。(指摘事項-36)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>加古川土木事務所は、見積合せを実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の見積事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があるとあり、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。(意見-26)</p>	<p>措置済</p>	<p>入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるように対応する。</p>
<p>加古川土木事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等につ</p>

書に記載すべきである。(意見-27)		いて、十分な審査、検討を行う。
加古川土木事務所は、各市町に対して、委託業務が適切に履行されたか否かを確認する上で必要な情報を報告するよう指導すべきである。(意見-28)	措置済	委託業務にかかる提出書類について、記載内容及び添付書類の厳格な精査を実施する。
工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書は、不適切な下請業者を排除する観点から下請けの状況確認が必要であることや、適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、加古川土木事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。(意見-29)	措置済	現地調査等を強化していくことで現場状況を適切に把握し、事業の透明性が確保されるように対応する。
入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。(意見-30)	措置済	総合評価落札方式の運用を適切に行っていく。
加古川土木事務所が予め釣銭を準備するとともに、盗難や横領等が発生しないよう適切に管理すべきである。(意見-31)	措置済	釣銭対応が困難である旨の周知文を見張所に提示した。
加古川土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。(意見-32)	措置済	台帳に記載すべき施設等が新設された場合は、当該施設の供用に合わせ港湾台帳に記載するとともに、記載内容の修正等(変更・追加・削除)が生じた場合は、その都度、適切に修正する。

(2) 阪神南県民センター(尼崎港管理事務所)

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
尼崎港管理事務所は、滞納者に対して再三督促等を行っているものの、新たな事業の成功により納付が可能となる等の滞納者の説明について、根拠資料を入手し、事業の実現可能性を十分に検討しなかったことは滞納者の主張を鵜呑みにしたのと同然である。また、当該地区で港湾業を行うためには免許が必要であり、事業を引き継ぐことができる引受先を見つけることが困難である等の理由から、港湾施設の使用不許可の判断を先送りにした。その結果、平成14年度から20年間という長期にわたり滞納が継続的に発生し、かつ、令和3年度末時点の滞納額が3億円以上(延滞金を加味すれば5億円以上)と多額となる事態を招いた点については、大いに問題があると言わざるを得ない。(指摘事項-37)	措置済	長期滞納者への対応については、方針決定のプロセスが確認できるように、所内議事録等を詳細に記載するとともに、滞納者の財務諸表を入手し、支払い余力の有無を分析・確認する。

<p>滞納者の資金繰りが悪化し、滞納額が年々増加している状況下で、尼崎港管理事務所内でどのような議論を行い、どのような判断で支払の猶予を行ったか等について、会議の議事録等には具体的な記載が十分に行われていない。そのため、当時どの程度踏み込んだ検討が行われているかを確認することが出来ないとともに、多額の滞納が発生した原因を分析し、今後の教訓として生かすことが出来ない。(指摘事項-38)</p>	<p>措置済</p>	<p>長期滞納者への対応については、方針決定のプロセスが確認できるように、議事録等を詳細に記載する。</p>
<p>尼崎港管理事務所では、港湾施設の使用許可を行った後、事業者が施設(野積場等)に事後的に事務所等の工作物を設置していないかどうかについて、定期的に現地確認を実施していないため、本来徴収すべき使用料が徴収できていない可能性がある。(指摘事項-39)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾施設に工作物等の設置を許可した案件については、事後、定期的に現地を確認する。</p>
<p>県港湾条例第13条では、港湾施設の使用権等を知事の許可なく譲渡又は転貸することは禁じられており、また、「東海岸町地区公共ふ頭管理運営要綱」第4条2項では、県の許可なく転貸することができないと規定されているにも関わらず、港湾施設(野積場)の使用許可を受けた者が、県の許可なく、別の者に転貸している事例が発見された。(指摘事項-40)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾施設の許可者に対して転貸の有無を含めた現状調査を行い、是正が必要な案件については、港湾施設管理条例や公共ふ頭管理運営要綱に基づく手続きを取るよう指導する。</p>
<p>尼崎港管理事務所の往査時に、入札に使用された予定価格調書を確認した結果、予定価格決定者が記入されていない予定価格調書が散見された。(指摘事項-41)</p>	<p>措置済</p>	<p>入札事務について、適切な事務手続が行われるよう確認を徹底する。</p>
<p>令和3年4月以降、尼崎港管理事務所に工事業務課が設置されたことから、本来であれば、尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきであったが、当該要綱は制定されていない。従って、令和3年4月以降に実施された入札参加者の選定は、その根拠を欠くものである。(指摘事項-42)</p>	<p>措置済</p>	<p>尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定した。</p>
<p>尼崎港管理事務所の少額入札参加者選定委員会記録を確認した結果、会長(所長)、副会長(副所長(事務))、委員(副所長(技術))の3名が署名する形式となっている。入札参加者の選定は、最も重要な入札事務の一つであり、尼崎港管理事務所の組織規模を鑑みれば、余程の事情が無い限り、所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定すべきであるが、殆どの場合、会長(事務所長)、委員(副所長(技術))の2名のみで決定されており、不適切である。(指摘事項-43)</p>	<p>措置済</p>	<p>入札事務について、入札の透明性、公正性、公平性が確保されるように対応する。</p>
<p>まさごⅡ定期点検業務の予定価格は942,840円とされており、見積合せの結果、全ての業者の見積金額が予定価格を超過しているにも関わらず、最低の見積金額を提示した業者を落札業者として決定し、当該業者の見積金額(994,642円)を契約金額として契約を締結している。これは、予定価格の上限拘束性を定めた地方自治法第234条第3項に照らして不適切である。(指摘事項-44)</p>	<p>措置済</p>	<p>書類の作成時の転記誤りであったため、今後は誤りがないよう確認を徹底する。</p>

<p>見積結果表には、事務所長、副所長（2名）、業務管理課長、担当（2名）の計6名が手書きで確認のサインをしており、予定価格を超過する落札価格で業者を決定する点について6名全員が看過することは想像し難い。仮に、6名全員がその点を看過したとするのであれば、委託業者の選定手続が極めて形式的で杜撰であると言わざるを得ない。（指摘事項-45）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>尼崎西宮芦屋港尼崎のびのび公園管理業務に係る業務完了検査票の報告日及び検査日、委託業務確認書の完了年月日及び検査年月日について、本来「令和4年」と記載すべき箇所を「令和3年」と記載されている。また、業務完了検査票の検査日（令和3年3月31日）は、報告日（令和3年3月28日）よりも後の日付となっている。さらには、業務完了検査票と委託業務確認書の検査年月日は、異なる日付となっている。（指摘事項-46）</p>	<p>措置済</p>	<p>書類の内容に不備が無いように確認を徹底する。</p>
<p>兵庫県立甲子園浜海浜公園管理業務に関して、西宮市からは令和4年4月20日付で事業報告書が提出されているにも関わらず、業務完了検査票及び委託業務確認書の検査年月日はそれより前の令和4年3月31日とされている。また、業務完了検査票には、検査結果の記載は無く、業務完了検査票及び委託業務確認書のいずれも事務所長の確認が行われていない。（指摘事項-47）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>尼崎港管理事務所における委託業務の確認検査は、適切に行われているとは言い難い。（指摘事項-48）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>標識灯補修業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「支出負担行為額（予定）1,943,700円（税込・見積書）」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。（指摘事項-49）</p>	<p>措置済</p>	<p>設置業者自身への随意契約による業務であるが、今後、本件のような契約においても、契約金額の妥当性について十分に検証した上で契約する。</p>
<p>東川・新川排水機場管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「昨年度契約と同額となります。」と記載されているのみで、契約金額の積算根拠を入手し、金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。（指摘事項-50）</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う妥当性について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>尼崎西宮芦屋港芦屋沖港湾緑地等（潮芦屋緑地・ビーチ・東護岸（南））管理業務等の委託業務に関する各市から提出された報告書を確認した結果、各市は委託業務の一部を第三者に再委託しているが、県の承諾を得ておらず、また、尼崎港管理事務所では、当該手続の瑕疵について看過していた。（指摘事項-51）</p>	<p>措置済</p>	<p>各市と委託契約を締結する際、再委託の予定の有無等を確認し、承諾手続を実施するよう各市に対して指導済み。</p>
<p>契約金額の根拠として、「一式」とのみ記載された見積書しか入手しておらず、また、委託料の一部には、委託業務に全く無関係と言える兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会が尼崎港管理事務所に代わって実施した沈船処分業務の経費相当の補填額が含まれている可能性があるなど、尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後の</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>

<p>ボートパークの運営検討業務に係る契約手続は極めて不適切であり、また、契約金額も合理性を欠くものと言わざるを得ない。(指摘事項-52)</p>		
<p>尼崎港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。(指摘事項-53)</p>	<p>措置済</p>	<p>書類の内容に不備が無いように確認を徹底する。</p>
<p>尼崎港管理事務所における請負工事のうち、甲子園物揚場耐震対策工事(その6)の工事完成届を確認した結果、工事完成日が空欄となっていた。(指摘事項-54)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>当包括外部監査の現地調査時に、鳴尾川防潮堤耐震対策工事(その14)における(一社)建設物価調査会への特別調査資料を徴求した結果、工事契約書類に綴じられておらず、現地調査時には確認することができなかった。(指摘事項-55)</p>	<p>措置済</p>	<p>書類の内容に不備が無いように編冊資料等確認を徹底する。</p>
<p>神崎川航路は、フェニックス事業用地の埋め立てにより数年前より無くなっているが、港湾台帳を更新していない。(指摘事項-56)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾台帳を修正した。</p>
<p>尼崎港の各ふ頭用地には県管理の野積場が存在するが、港湾台帳に記載していない。(指摘事項-57)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾台帳の修正に必要な野積場に関する資料を収集し、港湾台帳に記載のない野積場を港湾台帳に記載する。</p>
<p>当包括外部監査において、ひょうご埠頭が県から使用許可を受け、同社が他の事業者へ転貸している野積場の現場視察を実施したが、現場視察当日(令和4年9月13日)において、野積場からエプロン(岸壁の接岸施設から上屋又は野積場に至るまでの平坦な場所であり、貨物の積卸しのための仮置、荷さばき、荷物の搬出入、荷役のための車両の走行のために設けられているエリア)部分に大幅に土砂がはみ出しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-58)</p>	<p>措置済</p>	<p>当事務所から岸壁の管理委託者であるひょうご埠頭(株)及び野積場の利用者に対して野積場及びエプロンの適正な使用を呼びかける注意喚起文書を発出。 改善が図られるまでの間は、利用状況がわかる写真を定期的に提出するよう指導。(現在は、改善済み) 引き続き利用者に対して定期的な注意喚起の文書を発出する。</p>
<p>港湾調査表(入出港届控)により現場視察を実施した月(令和4年9月)の係留状況を確認した結果、現場視察当日の前後約1週間は、係留実績がないことから、少なくとも1週間は放置されていた状況であると推察される。週に数回、見回りをしているとのことであったが、形式的な見回りに留まり、事業者に対する適切な指導が行われていないと判断せざるを得ない。(指摘事項-59)</p>	<p>措置済</p>	<p>当港における船舶の入港については、NACCS(ナックス)の出港時の入出港届により確認しているが、港湾施設使用料徴収のさらなる適正化を図るために、当事務所の職員が定期的に見張りを行う、または見張り業務を委託する(指定管理業務を含む。)こととする。</p>
<p>当包括外部監査の現地調査時に、「ふ頭用地の利用状況調」の作成方法について確認した結果、前年度の同資料の面積に当年度の異動状況を加減算して作成しているのみで、令和3年度末時点での実際の使用許可面積と整合しているかについて確認していないとのことであった。</p>	<p>措置済</p>	<p>「ふ頭用地の利用状況調」を適切に調製する。</p>

<p>このため、甲子園地区と鳴尾地区について、実際の使用許可面積に基づき積算した面積と「ふ頭用地の利用状況調」の使用許可面積を比較した結果、両者の面積に差が生じていた。(指摘事項-60)</p>		
<p>尼崎港管理事務所は、滞納が発生した場合には督促を行うとともに、対応方針に関して事務所内で十分に検討し議事録等に詳細に記載する、また、滞納者の財務諸表を入手し、支払余力の有無を分析・確認する、さらに、今後の事業計画の実現可能性について、十分な根拠資料を基に判断するなど、検討過程の透明性や事後的な検証可能性を十分に確保するとともに、安易に判断を先送りせず、滞納者に対して毅然とした態度で対応すべきである。(意見-33)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾施設使用料の滞納者に対して粘り強く使用料の納付指導を行っている。また、今年度末に高額滞納者の差押え物件の競売を行い、資産の売却により債権を回収する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、係留時間が当初の予定通りであったかどうか事後的に確認し、適正な港湾施設使用料を徴収するために、例えば、事務所の職員が定期的に見張りを行う、又は見張り業務を委託し、事務所の職員が巡回日誌をチェックするなどの見張りによる確認を実施する、あるいは、出港時の入出港届を確認するなどの対応をすべきである。(意見-34)</p>	<p>措置済</p>	<p>当港における船舶の入港については、NACCS(ナックス)の出港時の入出港届により確認しているが、港湾施設使用料徴収のさらなる適正化を図るために、確認体制を構築する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、適正な使用料を徴収するために、定期的に現地を視察し、無断で工作物等を設置したり、区画を超えて使用したりしていないかどうかの確認を行うべきである。(意見-35)</p>	<p>措置済</p>	<p>定期的に野積場等の現地確認を行う他、野積場の利用者に対して野積場及びエプロンの適正使用に関する注意喚起の文書を発出する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、県港湾条例に基づき、港湾施設(野積場)の転貸に関する申請を適切に行うよう業者に対して指導するとともに、転貸の必要性等を十分に検討した上で、許可を行うべきである。(意見-36)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾施設の許可者に対して転貸の有無を含めた現状調査を行い、是正が必要と判断される案件については、港湾施設管理条例や公共ふ頭管理運営要綱に基づく手続を取るよう指導していく。</p>
<p>入札の透明性、公正性、公平性を確保する上で、予定価格の決定は最も重要な入札事務の一つであることから、尼崎港管理事務所は、予定価格調書を適切に作成すべきである。(意見-37)</p>	<p>措置済</p>	<p>入札事務について、適切な事務手続が行われるように確認を徹底する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、早急に尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきである。また、要綱の策定に際しては、事務所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定するなど、入札の透明性、公正性、公平性を確保する必要があることに留意すべきである。(意見-38)</p>	<p>措置済</p>	<p>尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定した上で、入札事務について、入札の透明性、公正性、公平性が確保されるように対応する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、見積合せを実施する際には、手続上の瑕疵が生じることがないように慎重に進めるとともに、事務所長を始めとする上席者は適切に管理、監督すべきである。(意見-39)</p>	<p>措置済</p>	<p>上席者による管理・監督を徹底し、適切な業者選定事務を行う。</p>

<p>尼崎港管理事務所は、委託業務の確認検査について、土木委託業務検査取扱要領に従い、適切に実施すべきである。(意見-40)</p>	<p>措置済</p>	<p>検査取扱要領に沿い、適切な事務手続が行われるように確認を徹底する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。(意見-41)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>尼崎港管理事務所では、各市と委託契約を締結する際、再委託の予定の有無等を確認し、承諾手続を実施するよう各市に対して指導すべきである。(意見-42)</p>	<p>措置済</p>	<p>各市と委託契約を締結する際、再委託の予定の有無等を確認し、承諾手続を実施するよう引き続き各市に対して指導する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、契約事務手続に係る県の取扱いを改めて確認し、契約事務の透明性、公正性、公平性の確保に努めるべきである。(意見-43)</p>	<p>措置済</p>	<p>契約事務について、透明性、公正性、公平性が確保されるように努める。</p>
<p>工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書は、不適切な下請業者を排除するためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。(意見-44)</p>	<p>措置済</p>	<p>適正な書類を提出するよう業者への指導を徹底する。</p>
<p>工事完了を示す重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、適正な完了届を入手するよう業者への指導を徹底すべきである。(意見-45)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>家族の介護などがあった場合にも変更事由として認める余地を残すためのバスケット条項を入れるなど、技術者の変更に係る要件を柔軟にすることが望まれる。(意見-46)</p>	<p>措置済</p>	<p>入札公告共通事項において配置技術者の要件項目に介護による契約期間中の変更を認める記述があるため、特記仕様書から当該配置予定技術者の変更に関する記述を除いた。</p>
<p>過去の同工事に綴じられているとのことであったが、担当者の変更があった場合、資料紛失等により円滑な業務遂行に支障をきたす場合もあることから、該当工事に係る根拠証憑は漏れなく保管すべきである。(意見-47)</p>	<p>措置済</p>	<p>該当工事に係る根拠証憑は漏れなく工事契約書類に綴じるように徹底する。</p>
<p>尼崎港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。(意見-48)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳に記載すべき施設等が新設された場合は、当該施設の供用に合わせ港湾台帳に記載するとともに、記載内容の修正等(変更・追加・削除)が生じた場合は、その都度、適切に修正する。</p>
<p>「ふ頭用地の利用状況調」は、野積場や上屋敷地などの収益施設の利用状況を把握する上で重要な資料であることから、尼崎港管理事務所は、実際の使用許可面積との整合性を確認するなど、每期正確に作成すべきである。(意見-49)</p>	<p>措置済</p>	<p>「ふ頭用地の利用状況調」を適切に調製する。</p>

(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>姫路港管理事務所は、再委託（変更）承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、承諾する旨の通知を実施する必要があるが、姫路港網干大江島排水機場追加検討業務については、当該通知書の発行が漏れていた。（指摘事項-61）</p>	措置済	<p>事務処理手順について、内部において改めて周知を行い、徹底する。</p>
<p>大江島排水機場第3号吐弁緊急調査業務の委託契約締結に係る随意契約理由書では、契約金額について「工事金額508,750円（税込）」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することができない。（指摘事項-62）</p>	措置済	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置等の委託契約締結に係る各随意契約理由書では、契約金額について単に金額が記載されているのみで、それが適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することができない。（指摘事項-63）</p>	措置済	同上。
<p>姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会等設置要綱を確認した結果、少額入札参加者選定委員会の業務としては、指名競争入札へ参加させようとする者の選定のみが明記され、それ以外の業務については記載が漏れていた。（指摘事項-64）</p>	措置済	<p>少額入札参加者選定委員会等設置要綱を改正し、入札参加資格設定等を記載した。</p>
<p>姫路港管理事務所が、「平成8年11月1日付け（建）第481号土木部長通知」を理由として、姫路港飾磨貨物倉庫新築工事管理業務及び姫路港旅客ターミナル等基本・実施設計業務を（公財）兵庫県まちづくり技術センターへ随意契約により委託したことは不適切である。（指摘事項-65）</p>	措置済	<p>随意契約により業務を委託する場合には、契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な検討、審査を行う。</p>
<p>東堀・中瀬水門管理委託業務等の委託業務に係る委託料の積算根拠を確認した結果、前年度と同額ということのみを理由として決定されており、各自治体から積算資料を徴取する等の手続は行われていなかった。（指摘事項-66）</p>	措置済	同上。
<p>姫路港管理事務所は、債務者と納付額の増加を継続して交渉しているものの、債務者へのヒアリングのみで経営状況を確認している。納付期間が超長期に及ぶ可能性があり、納付額をどの程度に設定するかが非常に重要であるにも関わらず、決算書などの財務情報を入手し、より精緻に状況を把握することが実施されていない。（指摘事項-67）</p>	措置済	<p>債務者へ決算書の提出を求め、財務諸表の提出を求めて経営状況を分析し、納付額の増額を交渉する。</p>
<p>適切な港湾施設使用料を算定するために、姫路港管理事務所が行っている巡回パトロールは非常に重要な役割を占めているが、巡回パトロールを実施する管理事務嘱託員に対して、巡回方法、確認作業及び報告内容などの業務範囲や内容を具体的に定めていない。（指摘事項-68）</p>	措置済	<p>巡回方法、確認作業、報告方法等定めた手順書を作成し管理事務嘱託員を指導した。</p>
<p>公有財産規則上、土地の台帳価格は3年ごとに改定することとなっているが、姫路港管理事務所が用いている</p>	措置済	<p>公有財産規則に基づき、土地の台帳価格を3年ごとに改定する。</p>

<p>土地の台帳価格を確認した結果、平成26年1月1日時点の固定資産税課税標準額を使用しており、以降8年間、改定が行われていなかった。(指摘事項-69)</p>		
<p>県は、新クレーンの供用に向け令和3年度内に電気設備工事(2台分)の契約を行っているが、これは旧クレーンと新クレーンの2台体制、もしくは旧クレーンは廃止するものの、新クレーンを2台設置する体制を前提とした電気設備工事契約と言える。しかし、故障中の旧クレーンの存廃が決定していない中で、クレーン2台分の電気設備工事の契約を締結したことが妥当であったかという点については、疑問が残る。(指摘事項-70)</p>	<p>措置済</p>	<p>今後の施設更新にあたっては、旧施設の存廃の方針を明確にした上で工事発注するように調整していく。</p>
<p>決裁書に「緊急修繕であるため、製作者に依頼する」旨が記載されているのみで、製作者以外の他の業者に発注できない理由等、なぜ製作者に修繕を依頼する必要があるのかに関する理由が記載されていない。(指摘事項-71)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>当包括外部監査の現地調査時に、姫路港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。(指摘事項-72)</p>	<p>措置済</p>	<p>必要書類につき、管理職等の決裁を徹底し、内容についても他の書類等と合わせて確認するように徹底する。</p>
<p>姫路港管理事務所における港湾台帳の閲覧及びヒアリングを実施した結果、削除すべき港湾施設の更新処理が行われていなかった。(指摘事項-73)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾台帳を修正した。</p>
<p>姫路港管理事務所における港湾台帳の「清掃船及び通船」に記載すべき船舶「しおじ」について、港湾台帳に記載していない。(指摘事項-74)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>当包括外部監査における現地視察当日(令和4年9月27日)において、未許可の野積場に漁業協同組合の所有物と思われる船舶や車両、大量の網や漁具が置かれていた。(指摘事項-75)</p>	<p>措置済</p>	<p>野積場の適切な使用について指導を行い是正した。</p>
<p>当包括外部監査における現地視察当日(令和4年9月27日)において、未許可の野積場の殆どに漁業協同組合の所有物と思われる船舶や漁具が置かれていた。(指摘事項-76)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>姫路港管理事務所では、委託者より再委託(変更)承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、適時に承諾通知書を発行すべきである。(意見-50)</p>	<p>措置済</p>	<p>事務処理手順について、内部において改めて周知を行い、徹底する。</p>
<p>姫路港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。(意見-51)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な検討、審査を行う。</p>
<p>姫路港管理事務所は、早急に姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を改定すべきである。(意見-52)</p>	<p>措置済</p>	<p>少額入札参加者選定委員会等設置要綱を改正し、入札参加資格設定等を記載した。</p>

<p>姫路港管理事務所は、随意契約は例外的に認められた契約形態であるということ再認識し、契約事務の公正性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約を選択する場合には、その理由を明瞭に決裁書に記載すべきである。(意見-53)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>姫路港管理事務所は、各自治体から積算資料を徴取する、前年度の実績金額（内訳）を基に委託料を積算するなど、委託料の根拠を明瞭にした上で契約を締結すべきである。(意見-54)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>姫路港管理事務所は、少なくとも、会社の財務情報入手して経営状況を把握し、その上で、債務者と実現可能な範囲で納付額の増額交渉を行うべきである。(意見-55)</p>	<p>措置済</p>	<p>債務者へ決算書の提出を求め、財務諸表の提出を求めて経営状況を分析し、納付額の増額を交渉する。</p>
<p>巡回パトロールを実施している管理事務嘱託員は、長年業務を行っているため、業務の内容等を理解した上で業務を実施していると考えられるが、港湾施設使用料を適切に徴収する上で重要な役割を占めており、業務の属人化を避ける上でも、姫路港管理事務所は、適切な業務範囲や内容を具体的に定めるべきである。(意見-56)</p>	<p>措置済</p>	<p>巡回方法、確認作業、報告方法等定めた手順書を作成し管理事務嘱託員を指導した。</p>
<p>より適切な申請を促すために、各事業者に対して納付書及び明細書を送付する際、設備等を新設した際に申請書を提出しない場合は、県港湾条例第19条第2号違反となり過料に処する旨を記載した案内文を添付することなどを検討すべきである。(意見-57)</p>	<p>措置済</p>	<p>各岸壁等港湾施設への定期的な巡回を通じて、港湾施設が適切に利用されているかを確認し、施設等を新設した際に申請書を提出しない場合は、県港湾施設管理条例第19条第2号違反になり、過料に処する。</p>
<p>土地の台帳価格は、県が収受する港湾施設使用料を決定する上で基礎となる重要な価格であることから、姫路港管理事務所は、公有財産規則に従い、3年ごとに改定を検討すべきである。(意見-58)</p>	<p>措置済</p>	<p>公有財産規則に基づき、土地の台帳価格を3年ごとに改定する。</p>
<p>現在、旧クレーンの存廃についての結論は出ていないが、仮に旧クレーンを使用する場合には旋回減速機の修繕は難しく、新規に発注する場合には約30,000千円の費用が生じると想定されている。また、ひょうご埠頭への許可に基づくクレーン貸付基本額の算出根拠に基づけば、中島クレーンの想定稼働時間は1,500時間（＝7.5時間/日×200日）とされているが、稼働状況が好調であった令和2年度及び令和3年度の実績稼働時間と比較したとしても、想定稼働時間の半分程度しか実際には稼働していない。県は、2台のクレーンの同時稼働も視野に検討を進めているが、過去の補修費用及び稼働時間を鑑み、費用対効果の観点からクレーンを2台同時に稼働させることは、合理性に乏しいと考えられるため、旧クレーンの長期修繕計画や公共性の側面等も勘案し、あらゆる観点から慎重に検討すべきである。(意見-59)</p>	<p>措置済</p>	<p>今後の施設更新にあたっては、旧施設の存廃の方針を明確にした上で工事発注するように調整していく。</p>
<p>製作者が海中の状況や樋門の寸法を熟知している、再調査費用が不要である、手戻りがない等が理由である旨</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金</p>

<p>の説明を受けたが、特定業者のみが速やかに業務遂行できるに足る十分な理由を、随意契約理由として具体的かつ詳細に決裁書又は随意契約理由書に記載すべきである。(意見-60)</p>		<p>額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除するためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、姫路港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。(意見-61)</p>	<p>措置済</p>	<p>工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書は管理職等の決裁を徹底し、内容についても他の書類等と合わせて確認するように徹底する。</p>
<p>姫路港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。(意見-62)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳に記載すべき施設等が新設された場合は、当該施設の供用に合わせ港湾台帳に記載するとともに、記載内容の修正等（変更・追加・削除）が生じた場合は、その都度、適切に修正する。</p>
<p>県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。(意見-63)</p>	<p>措置済</p>	<p>野積場の適切な使用について指導を行い是正した。</p>
<p>県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。(意見-64)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(4) 淡路県民局（洲本土木事務所）

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>洲本土木事務所では、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際、港湾施設使用料の金額が分納額を上回るにより未収債権が確実に増加することが予想される場合でも、使用許可を更新する合理性を具体的に検討していない。(指摘事項-77)</p>	<p>措置済</p>	<p>滞納者の資産状況等を把握し、分納額を増額させた。 引き続き、資産状況等の把握に努め、使用許可を更新する合理性を具体的に検討する。</p>
<p>元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。(指摘事項-78)</p>	<p>措置済</p>	<p>下請負契約については、「入札のしおり」において、適切に行うよう受注者に対し要請している。</p>
<p>6億7千万円もの事業費が投じられたにも関わらず、約25年もの間事業が休止され「塩漬け」状態となっている浦港整備事業に関して、本来であれば、環境の変化を踏まえ事業の今後のあり方について真剣に検討すべきであったが、長期にわたり漫然と埋立免許更新手続を進めた県の姿勢は、怠慢との誹りを免れない。(指摘事項-79)</p>	<p>措置済</p>	<p>今後需要を踏まえ埋立計画を変更し、早期の供用を目指す。</p>

<p>「浦港の埋立免許更新に関する検討」業務は、県の取扱いでは、競争入札に付し業者を選定すべき業務である。しかし、洲本土木事務所は「指示伺い」という内部決裁手続により、全く別の業務である「淡路交流の翼港再整備検討業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。これは明らかに県の取扱いに反した事務であり、非常に不適切な事案である。(指摘事項-80)</p>	<p>措置済</p>	<p>令和4年度分における追加業務の指示をとりやめた。</p>
<p>県の様式等記載例上、入札に際し予定価格調書を作成する場合には、予定価格決定者の押印が必要であるが、洲本土木事務所の委託契約関係書類を確認した結果、予定価格調書を作成している全ての委託契約について、予定価格決定者の署名押印がなく空欄となっていた。(指摘事項-81)</p>	<p>措置済</p>	<p>予定価格決定者を記入の上署名するように対応する。</p>
<p>福良港津波防災ステーションHP運営業務、護岸詳細設計業務(その2)追加検討業務の2つの委託契約に係る随意契約理由書を確認した結果、契約金額の妥当性について記載が行われていなかった。(指摘事項-82)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う妥当性について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>洲本土木事務所が所管している委託契約について予定価格調書の提示を求めた結果、津名港志筑地区小型船舶係留施設維持管理業務など31契約について、予定価格調書又は契約を決定した調書を作成しておらず、契約事務が著しく杜撰である。(指摘事項-83)</p>	<p>措置済</p>	<p>県の規程等に沿って必要なものについては、予定価格調書等を作成する。</p>
<p>洲本土木事務所は、郡家港港湾施設管理委託を始めとして、各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。(指摘事項-84)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約書を確認した結果、再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約に織り込むべき契約条項が含まれていなかった。(指摘事項-85)</p>	<p>措置済</p>	<p>再委託に関する条項を記載するように対応する。</p>
<p>洲本土木事務所が各市に対して委託した業務について、各自治体は第三者へ再委託を行っているが、県に対する再委託の承諾手続が行われていなかった。(指摘事項-86)</p>	<p>措置済</p>	<p>再委託の承認手続を行うように対応する。</p>
<p>洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約について、過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。(指摘事項-87)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う妥当性について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>県港湾条例第4条第1項第4号の規定により、港湾施設において募金等の行為をしようとする者は県から当該行為をすることについて許可を受ける必要があるが、協力金の收受行為について、夢舞台が地元漁業協同組合と設置した協議会からの許可申請状況を確認した結果、同協議会からの許可申請及び県の許可通知は行われていない。従って、同協議会は県の許可を受けることなく協力金の收受行為を行っていることになる。(指摘事項-88)</p>	<p>措置済</p>	<p>協力金の收受行為について許可手続を進める。</p>
<p>事業運営に関する覚書が現在も有効で指定管理業務の</p>	<p>措置済</p>	<p>基本協定書に再委託に関する規</p>

<p>一部について地元漁業協同組合が実施しているのであれば、指定管理業務の再委託に該当する。一方で、「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、再委託の際には予め県に申請し承諾を受けることを求めているが、基本協定書には再委託に関する規定が設けられていない。 (指摘事項-89)</p>		<p>定を設ける。</p>
<p>洲本土木事務所は、これらの事実について十分に把握していたはずであり、仮に改善に向けた指導や基本協定書の見直しを行っていれば、是正可能であったにも関わらず、それが行われていないため、洲本土木事務所による指導・監督機能が十分に発揮されているとは言い難い。 (指摘事項-90)</p>	<p>措置済</p>	<p>夢舞台と協議・調整のうえで、適正化を図る。</p>
<p>洲本港航路について、港湾台帳では水深が-4.5mとなっているが、施設位置図では水深が-5.5mとなっていることや、船の通り道である航路より陸地側にある泊地の水深が-7.5mとなっていることから判断すると、港湾台帳の更新が適切に行われていないと考えられる。(指摘事項-91)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳に記載すべき施設等が新設された場合は、当該施設の供用に合わせ港湾台帳に記載するとともに、記載内容の修正等(変更・追加・削除)が生じた場合は、その都度、適切に修正する。</p>
<p>洲本土木事務所が管轄する港の内、淡路交流の翼港・津井港以外の全ての港において野積場が存在するが、全ての港で港湾台帳に記載していない。(指摘事項-92)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>収益施設利用状況調において、山田港の収益施設の利用率は6%と報告されているが、現場視察当日(令和4年10月4日)では、殆ど全ての野積場において漁具が置かれ使用されている状態であった。しかし、実際には、その一部のみしか使用許可の申請が行われておらず、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-93)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対し港湾施設使用許可手続を行った。</p>
<p>荷物の積卸しを行う物揚場に漁具やフォークリフトが置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-94)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対して港湾施設の適正な利用について指導を行い是正した。引き続き港湾施設の適切な利用について、指導等を行う。</p>
<p>収益施設利用状況調において、室津港の収益施設の利用率は16%と報告されているが、現場視察当日(令和4年10月4日)では、殆どの野積場や荷さばき地において使用許可の申請が行われていないにも関わらず漁具が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-95)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>県が駐車禁止の立札を設置している荷さばき地に、多数の車が駐車しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-96)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>荷物の積卸しを行う物揚場に漁具や車両が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-97)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

<p>収益施設利用状況調において、岩屋港の収益施設の利用率は46%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆どの野積場が利用されている状況であった。設置物の投影面積についてのみ許可申請が行われ、設置物周辺については使用許可の申請が行われていないにも関わらず、漁具や車両が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。（指摘事項-98）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>使用許可の申請が行われていないにも関わらず、舗装された野積場が駐車場のよう利用されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。（指摘事項-99）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>使用許可の申請が行われていないにも関わらず、野積場に漁具や浮標が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。（指摘事項-100）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>使用許可申請が行われていないにも関わらず、野積場に漁具や船が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。（指摘事項-101）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>物揚場に許可なくアーケードが設置されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる可能性のある不適切な利用状況であった。（指摘事項-102）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>エプロン部分に草が生えるほど長期にわたり土砂が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。（指摘事項-103）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>エプロン部分に土砂が保管されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。（指摘事項-104）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>使用許可申請が出ていない野積場に長期間にわたり撤去されていないと思われる設置物が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な状態であった。（指摘事項-105）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>津名港の志筑地区に係る港湾台帳に野積場は記載されていないが、津名港平面図では野積場と記載されていた。ふ頭用地台帳上は緑地であると確認できたが、人が立ち入れないほど樹木が生い茂っており、緑地としても適切に管理されていない状況にあった。（指摘事項-106）</p>	<p>措置済</p>	<p>記載内容の修正等（変更・削除・追加）が生じた場合は、その都度適切に修正する。 緑地については、設置目的が達成できるように適切に管理する。</p>
<p>洲本土木事務所は、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際には、滞納者と協議を十分に行い、支払能力を示す資料等を適切に入手した上で、使用許可を更新する合理性を具体的に検討すべきである。（意見-65）</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾施設使用料の、滞納者に対して粘り強く使用料の納付指導を行っており、改善が見られなかった場合は、差押え物件の競売や資産の売却などにより滞納額を圧縮できるように債権回収に務める。</p>
<p>県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段</p>	<p>措置済</p>	<p>下請負契約については、「入札のしおり」において、適切に行うよう</p>

<p>設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。(意見-66)</p>		<p>受注者に対し要請している。</p>
<p>洲本土木事務所は、県の取扱いに従い、「浦港の埋立免許更新に関する検討業務」の委託業者を選定し、委託業者による検討結果を踏まえた上で、約25年もの間事業が休止され、「塩漬け」状態となっている浦港整備事業の今後の進め方を早急にかつ真剣に検討すべきである。(意見-67)</p>	<p>措置済</p>	<p>今後需要を踏まえ埋立計画を変更し、早期の供用を目指す。</p>
<p>洲本土木事務所では、予定価格調書を作成する場合は、記名又は署名の上、必ず予定価格決定者が押印すべきである。(意見-68)</p>	<p>措置済</p>	<p>予定価格決定者を記入の上署名するように対応する。</p>
<p>特定の業者1者のみから見積書入手し、随意契約により契約を締結する場合には、随意契約金額が妥当である理由を随意契約理由書に具体的かつ詳細に記載し、取引の公正性、公平性及び透明性をより一層確保すべきである。(意見-69)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>洲本土木事務所が担当している各市との委託契約について、不適切な事務処理が多数見受けられたため、県の取扱いに従い、契約事務を適正に実施すべきである。(意見70)</p>	<p>措置済</p>	<p>適正な事務処理を行う。</p>
<p>洲本土木事務所は、淡路交流の翼港の管理運営が適正に行われるよう、適切に指導・監督すべきである。(意見-71)</p>	<p>措置済</p>	<p>夢舞台と協議・調整のうえで、適正化を図る。</p>
<p>洲本土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。(意見-72)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳に記載すべき施設等が新設された場合は、当該施設の供用に合わせ港湾台帳に記載するとともに、記載内容の修正等(変更・追加・削除)が生じた場合は、その都度、適切に修正する。</p>

(5) 但馬県民局(豊岡土木事務所)

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設を所管しているが、令和3年度については、募集要項を定めることなく使用許可対象者を選定していた。(指摘事項-107)</p>	<p>措置済</p>	<p>募集要項を定めたとうえで、小型船舶係留施設の係留希望者への適切な周知・選定するように改める。</p>
<p>令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、船舶検査証書入手していないもの、使用許可時点で有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの、使用期間開始前に有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの及び使用期間の途中において有効期限が切れている検査証書しか入手</p>	<p>措置済</p>	<p>許可申請に対する必要書類の確認の徹底及び複数人による確認を行う。</p>

<p>していないものなど、使用期間の全て（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）にわたって有効な船舶検査証書を確認していない事例が散見された。（指摘事項-108）</p>		
<p>令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、豊岡土木事務所は、所有権以外の権限に基づき使用する者に対して、所有者の承諾書が添付されていないにも関わらず、それを看過し、使用許可を行っている事例が発見された。（指摘事項-109）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>豊岡土木事務所では、許可申請書に減免申請書が添付されていないにも関わらず、これを看過し、使用許可を行っている事例が散見された。（指摘事項-110）</p>	<p>措置済</p>	<p>許可申請に対する必要書類の確認の徹底及び複数人による確認を行う。</p>
<p>津居山港外緊急小規模港湾工事に係る指名競争入札については、過去の入札金額に鑑みて落札意思について疑問を持たざるを得ない業者を継続して指名しており、また、落札率が過去5年にわたり95%超と高い水準で推移し、全ての期間で同一業者が落札していることを踏まえると、適切な競争原理が機能しているとは言い難い。（指摘事項-111）</p>	<p>措置済</p>	<p>前年度の入札金額を踏まえて新たな発注においては指名業者を入れ替え、適切な競争原理が機能するよう取り組んだ。</p>
<p>豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設維持管理業務に関して、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と随意契約により委託契約を締結している。決裁書には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する旨の記載はあるものの、令和3年度を含め、過年度から継続的に随意契約理由書を作成していない。（指摘事項-112）</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>津居山港気比地区小型船舶係留施設の維持管理業務は、実際には兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会の会員企業に再委託されており、実質的に兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会以外の者であっても当該業務は実施可能であると考えられる。また、現場視察を実施した結果、当該施設は一般的な船舶係留施設であり、業務仕様書に記された業務内容に照らしても維持管理業務に際して特殊な技術や設備等は不要である。従って、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないもの」という随意契約の要件は充足しない。（指摘事項-113）</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>豊岡土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力が適切に行われておらず、港湾施設利用者から過去の条例単価に基づき算定した使用料を徴収しており、平成27年度から令和3年度で合計2,010千円の使用料徴収漏れが発生していた。（指摘事項-114）</p>	<p>措置済</p>	<p>単価が誤っていたものについては正しい単価に修正した。以降、調定時に単価の確認を徹底している。過徴収分については還付、過徴収分については追加徴収することとし、使用者と協議を進めている。</p>
<p>豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、港湾施設である野積場の面積等が誤って記載されている、港湾施設ではない施設が記載されているなど、港湾台帳の更新が適切に行われていない。（指摘事項-115）</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾台帳を修正した。</p>
<p>豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、津居山港（小島地区含む）、竹野港（旧港）において、港湾施設である野積場の名称等の欄が空欄となっており、</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

<p>その他、記載すべき項目についても空欄となっている箇所が散見された。(指摘事項-116)</p>		
<p>気比ボートパークにおいて、係留施設の護岸にコンクリートに釘を打ち付けて固定された係留施設利用者の昇降台が許可なく設置されていた。(指摘事項-117)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対して港湾施設の適正な利用について指導を行い、是正した。引き続き港湾施設の適切な利用について、指導等を行う。</p>
<p>現地視察当日(令和4年10月19日)において、津居山港、竹野港のいずれにおいても、未利用の野積場等に許可なく車両が置かれていた。(指摘事項-118)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>現地視察当日(令和4年10月19日)において、港湾施設である港湾施設用地に未許可で大量の網が置かれていた。(指摘事項-119)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>現地視察当日(令和4年10月19日)において、瀬戸水門近くの護岸に無許可の係留船が確認された。(指摘事項-120)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>現地視察当日(令和4年10月19日)において、転貸の許可申請が提出されていないにも関わらず、漁協製氷施設に自動販売機が設置されている状況が確認された。(指摘事項-121)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>豊岡土木事務所は、小型船舶係留施設管理運営要綱に従い、津居山港気比地区小型船舶係留施設募集要項を適切に策定し、県のホームページなどで広く一般に公表した上で、使用者の選定を行うべきである。(意見-73)</p>	<p>措置済</p>	<p>募集要項を定めたくえて、小型船舶係留施設の係留希望者への適切な周知・選定するよう改める。</p>
<p>豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、更新後の船舶検査証書を入手するなど、使用期間の全てにわたって有効な船舶検査証書を確認すべきである。(意見-74)</p>	<p>措置済</p>	<p>許可申請に対する必要書類の確認の徹底及び複数人体制での確認作業に改める。</p>
<p>豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、全ての必要書類が添付されていることを適切に確認すべきである。(意見-75)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>豊岡土木事務所は、使用料の減免手続を行う際、減免申請書が添付されていることを適切に確認すべきである。(意見-76)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>豊岡土木事務所は、毎年度一定割合の業者は入れ替える、過去の入札金額から落札の意思に疑問を持たざるを得ない業者は次回の指名業者から除外するなど、適切な競争原理が働くよう工夫すべきである。(意見-77)</p>	<p>措置済</p>	<p>前年度の入札金額を踏まえて指名業者を入れ替え、適切な競争原理が機能するよう取り組んだ。</p>
<p>豊岡土木事務所は、県の取扱いに従った適切な事務手続を経て契約するべきである。(意見-78)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約の妥当性等を総合的に勘案して適正な維持管理となるように努める。</p>
<p>豊岡土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。(意見-79)</p>	<p>措置済</p>	<p>令和4年度分より適正単価で徴収している。今後、単価改正があった際には、複数人による確認作業を徹底する。</p>

<p>豊岡土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。(意見-80)</p>	<p>措置済</p>	<p>台帳に記載すべき施設等が新設された場合は、当該施設の供用に合わせ港湾台帳に記載するとともに、記載内容の修正等(変更・追加・削除)が生じた場合は、その都度、適切に修正する。</p>
<p>許可を得ず設置しており、かつ護岸の破損に繋がりやすいため、豊岡土木事務所は、適切に指導すべきである。(意見-81)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対して港湾施設の適正な利用について指導を行い、是正した。引き続き港湾施設の適切な利用について、指導等を行う。</p>
<p>整然と駐車されている状況から、常態化していて、車両の所有者が駐車禁止箇所と認識している可能性は極めて低いと推察されるため、駐車禁止の看板を設置して注意喚起を行うなど、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。(意見-82)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態であるため、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。(意見-83)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>係留が認められていない護岸であるため、豊岡土木事務所は、適切な係留施設に停泊するよう指導すべきである。(意見-84)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>自動販売機を設置するためには、県への転貸の許可が必要であるため、豊岡土木事務所は、許可申請を提出するよう適切に指導すべきである。(意見-85)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

(6) 西播磨県民局(光都土木事務所)

<p>外部監査人の指摘事項及び意見</p>	<p>分類</p>	<p>対応及び改善策</p>
<p>光都土木事務所の現地調査時に、入札参加業者選定伺に記載された指名理由と、少額入札参加者選定委員会に諮られた指名選定基礎資料に記載された指名理由を確認した結果、両者の指名理由が整合していないものが散見された。(指摘事項-122)</p>	<p>措置済</p>	<p>指名選定基礎資料は、委員会において選定方法の詳細を伝える目的での参考資料であり、その要約を選定伺に記載していることから、考え方は整合している。今後とも、指名選定の考え方に誤解が生じないように選定理由を記載するように努める。</p>
<p>「旭排水機場監視カメラ移設設計」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の緊急性等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示伺」という内部決裁手続により、全く別の業務である「赤穂港御崎地区防潮堤修正設計業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示伺」に記載された指示理由には、「相生市旧市民会館撤去に伴い、旭排水機場の監視カメラ移</p>	<p>措置済</p>	<p>事業の緊急性など、手続上考慮すべき事項については、決裁書類に漏れなく記載する。</p>

<p>設の必要が生じたため」とのみ記載され、事業の緊急性等に関する言及は見当たらない。その結果、県の取扱いに準拠したとは言い難い契約事務となっている。(指摘事項-123)</p>		
<p>「旭排水機場年点検業務」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の性質等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示伺」という内部決裁手続により、同排水機場の別業務である「相生港旭排水機場真空ポンプ更新工事」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示伺」に記載された指示理由には、「機械設備について、年1回の点検が必要であり、受注者は専門業者であるため」とのみ記載され、競争入札の困難性、事業の特殊性などに関する詳細な言及は見当たらない。その結果、県の取扱いに準拠したとは言い難い契約事務となっている。(指摘事項-124)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>坂越港大黒地区にある駐車場については、占使用料金減免基準に該当せず、「魚介類の直販販売店等設置のため」と記載された減免申請書が提出されているが、当該理由は具体性に欠け、また、事務所長の意見書及び本庁と協議が行われた資料についても確認することができなかった。(指摘事項-125)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対し具体的な使用用途及び減免理由を付した申請書類を提出するよう指示した。</p>
<p>相生港相生地区への現地視察当日(令和4年10月31日)において、民間業者が海産物市場で販売業務を行っていたが、相生市が民間業者へ港湾施設用地を転貸し、当該民間業者が施設を設置して業務を実施しているのか、それとも相生市が設置した公の施設に係る指定管理業務であるのかという点が判然としなかった。港湾施設の使用目的が民間業者への転貸である場合、公共的な使用には該当せず、使用料の全額免除は困難であると考えられるが、光都土木事務所は工作物の設置許可時に、相手方が相生市であることをもって、使用料の全額免除を許可しており、使用目的に係る根拠資料を入手していなかった。(指摘事項-126)</p>	<p>措置済</p>	<p>相生市から資料を入手し、当該施設は相生市が設置した公の施設であり、施設を運営している民間業者は指定管理者であることを確認した。 今後、使用料免除を決定する際、申請者が公共団体であっても、減免の判断に必要な資料の提出を求める。</p>
<p>光都土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力が適切に行われていないことによる過去の条例単価に基づき算定した使用料の徴収や区分誤りによる誤った単価での使用料の徴収、また、交付金の免除申請が提出されている漁業協同組合からの交付金徴収等により、平成27年度から令和4年度で単価誤り等による使用料徴収漏れが合計7,691千円、交付金過大徴収が合計900千円発生していた。(指摘事項-127)</p>	<p>措置済</p>	<p>単価が誤っていたものについては正しい単価に修正した。以降、調定時に単価の確認を徹底している。過大徴収分については還付、過小徴収分については追加徴収することとし、使用者と協議を進めている。</p>
<p>県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したのか判然としないものが散見された。(指摘事項-128)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、再委託業務の範囲の明確化を指導した。</p>

<p>各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。(指摘事項-129)</p>	<p>措置済</p>	<p>随意契約により業務を委託する場合には、執行計画に基づく契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。</p>
<p>過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、予定価格調書が作成されず、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。(指摘事項-130)</p>	<p>措置済</p>	<p>契約金額については、各市との協議資料により妥当性を確認した。</p>
<p>相生地区港湾緑地維持管理業務委託と海岸保全施設維持管理については民間業者へ再委託しているが、委託契約書に再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約書に織り込むべき契約条項が含まれておらず、又、再委託に関する県の承諾も得ていなかった。(指摘事項-131)</p>	<p>措置済</p>	<p>契約書に再委託に関する条項を追加し、再委託に関する承諾手続を行うよう改めた。</p>
<p>光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、港湾施設である野積場の面積や地区名の記載等が誤っており、港湾台帳の更新が適切に行われていない。(指摘事項-132)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾台帳を修正した。</p>
<p>光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、赤穂港、坂越港及び相生港において、海岸保全施設である水門が記載されていた。(指摘事項-133)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>現地視察当日(令和4年10月31日)において、野積場、荷捌地等のいずれにも該当しない港湾施設用地が発見された。当該港湾施設用地は、港湾台帳及び埠頭用地台帳のいずれにも記載されていないにも関わらず、光都土木事務所は、事務所等の設置許可を民間業者に与えて、施設使用料を徴収していた。(指摘事項-134)</p>	<p>措置済</p>	<p>港湾台帳、ふ頭用地台帳を修正した。</p>
<p>エプロン部分等に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-135)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対して港湾施設の適正な利用について指導を行い、是正した。引き続き港湾施設の適切な利用について、指導等を行う。</p>
<p>使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。(指摘事項-136)</p>	<p>措置済</p>	<p>設置者を特定し、申請手続をするよう指導した。</p>
<p>岸壁部分に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。(指摘事項-137)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対して港湾施設の適正な利用について指導を行い、是正した。引き続き港湾施設の適切な利用について、指導等を行う。</p>
<p>使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。(指摘事項-138)</p>	<p>措置済</p>	<p>設置者を特定し、申請手続をするよう指導した。</p>
<p>未利用の野積場に使用許可の申請が行われていない大型クレーン車が置かれていた。(指摘事項-139)</p>	<p>措置済</p>	<p>利用者に対して港湾施設の適正な利用について指導を行い、是正した。</p>
<p>光都土木事務所では、指名競争入札の実施に際しては、指名理由を可能な限り詳細に記録する、審議の過程で指</p>	<p>措置済</p>	<p>少額入札参加者指名選定委員会においては、選定理由を必要な範囲</p>

<p>名候補業者が変更された場合にはその理由を記録するなど、業者指名の選定プロセスの透明化を一層図るべきである。(意見-86)</p>		<p>において明示し、選定プロセスの透明化を図る。</p>
<p>光都土木事務所は、県の取扱いを改めて確認し、これに準拠した事務処理を実施すべきである。(意見-87)</p>	措置済	<p>引き続き、県の取扱いに準拠した事務処理を行う。</p>
<p>光都土木事務所は、占使用料金減免基準に該当しない施設の減免を行う場合は、港湾施設利用者に対して具体的な減免理由が記載された減免申請書の提出を求め、減免理由の合理性について慎重に検討した上で、減免を行うべきである。(意見-88)</p>	措置済	<p>指摘事項及び意見を踏まえ、使用料の減免を行う場合は、具体的な減免理由が記載された減免申請書類の提出を求める。</p>
<p>光都土木事務所は、港湾施設使用料を免除する際は、合理的な根拠をもって慎重に判断すべきである。(意見-89)</p>	措置済	<p>港湾施設使用料を免除する際は、合理的な根拠をもって慎重に判断することとした。</p>
<p>光都土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。(意見-90)</p>	措置済	<p>調定時に単価の確認を徹底する。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとともに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。(意見-91)</p>	措置済	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、再委託業務の範囲を明確化することと、再委託業務の確認方法及び結果などを含めた具体的な業務報告を行うように指導した。</p>
<p>光都土木事務所管理課が担当している各市との委託契約に係る事務処理について、多数の不備が見受けられたため、県の取扱いに従い、契約手続を適正に実施すべきである。(意見-92)</p>	措置済	<p>引き続き、県の取扱い等に従い、適切に契約手続を行う。</p>
<p>光都土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。(意見-93)</p>	措置済	<p>台帳に記載すべき施設等が新設された場合は、当該施設の供用に合わせ港湾台帳に記載するとともに、記載内容の修正等(変更・追加・削除)が生じた場合は、その都度、適切に修正する。</p>
<p>収益施設として管理していない港湾施設用地に対して、設置許可を与え施設使用料を徴収することは明らかに問題であることから、光都土木事務所は、早急に港湾台帳及び埠頭用地台帳に収益施設(野積場、荷捌地など)として記載した上で、適切に管理すべきである。(意見-94)</p>	措置済	<p>台帳に収益施設として記載した。</p>

3. 外郭団体

(1) ひょうご埠頭

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策

<p>ひょうご埠頭における令和3年4月以降の取締役会議事録を確認した結果、令和3年12月16日、令和4年6月3日、令和4年6月29日に取締役会が開催されているのみであることから、会社法第363条第2項で定める取締役会の開催頻度を充たしていない。(指摘事項-140)</p>	<p>措置済</p>	<p>会社法に基づき3ヶ月に1回以上の頻度により取締役会を開催する。</p>
<p>当包括外部監査の現地調査時に、令和4年6月に支給された期末手当に係る会計処理を確認した結果、期末手当支給時に費用処理されているのみであり、令和4年3月末の計算書類において、「賞与引当金」は計上されていなかった。(指摘事項-141)</p>	<p>措置済</p>	<p>企業会計原則に基づいて適正な事務処理を行う。</p>
<p>ひょうご埠頭の「修繕引当金明細」に記載された案件については、企業会計原則注解18に定める引当金計上要件の内、「発生の可能性が高いこと」及び「金額を合理的に見積ることができること」の2つの要件を充足していないにも関わらず、令和4年3月期において280,000千円もの多額の修繕引当金を計上していることは適切とは言えない。(指摘事項-142)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>ひょうご埠頭は、会社法第363条第2項に従い、3ヶ月に1回以上の頻度で取締役会を開催すべきである。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、取締役が集まる方式による取締役会の開催の他、テレビ会議等のリモート参加形式を併用した取締役会の開催も一般的に行われていることから、必要に応じて開催方法について柔軟に検討されることが望まれる。(意見-95)</p>	<p>措置済</p>	<p>取締役会の開催方法については、新型コロナウイルスの感染状況等に応じて柔軟に検討するとともに、開催頻度については、会社法に基づき適正に実施する。</p>
<p>ひょうご埠頭は、期末において、翌事業年度に支払う期末手当については、当事業年度の負担に属する金額を見積り、「賞与引当金」として計上すべきである。(意見-96)</p>	<p>措置済</p>	<p>企業会計原則に基づいて適正な事務処理を行う。</p>
<p>ひょうご埠頭は、企業会計原則注解18に定める引当金の計上要件を改めて確認し、計上要件を充足する案件についてのみ修繕引当金を計上すべきである。(意見-97)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>ひょうご埠頭は、限られた人員で事務作業を行っており、事務処理の効率化を図り、事務負担の削減に努めることが望まれることから、会計システムで対応可能な帳簿については、手書き帳簿を廃止し、会計システムのみ運用に移行すべきである。なお、ひょうご埠頭では、令和4年4月から当該会計システムをクラウドシステムに変更している。そのため、専用端末以外からの閲覧等も可能となっており、令和5年度から積極的に業務を見直していくことが望まれる。(意見-98)</p>	<p>措置済</p>	<p>会計ソフトで対応可能な帳簿については、手書き作業を廃止するなど業務の効率化に努める。</p>

(2) 新西宮ヨットハーバー

<p>外部監査人の指摘事項及び意見</p>	<p>分類</p>	<p>対応及び改善策</p>

<p>第160回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、取締役の内、1名から提出された同意書の日付は、空欄のまま記載されておらず、同意日が確認できなかった。(指摘事項-143)</p>	<p>措置済</p>	<p>会社法等に基づいて適正な事務処理を行う。</p>
<p>監査役の内、1名から提出された異議のない旨の書類には、異議のない旨の意思表示は記載されておらず、さらに、監査役3名から提出された異議の無い旨の書類には、全て日付が記載されていなかった。(指摘事項-144)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>令和3年12月1日付で作成された第160回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。(指摘事項-145)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーの第160回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。(指摘事項-146)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>第162回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、監査役の内、1名からは異議のない旨の書類は提出されていなかった。(指摘事項-147)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>令和4年3月14日付で作成された第162回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。(指摘事項-148)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーの第162回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。(指摘事項-149)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>令和3年6月から令和4年6月に開催された取締役会の議事録を確認した結果、取締役会へ出席率の低い取締役、監査役が確認された。(指摘事項-150)</p>	<p>措置済</p>	<p>取締役、監査役に取締役会への出席を改めて依頼するとともに、より多くの取締役、監査役が出席できるように配慮のうえ日程を調整する。</p>
<p>県から承認を受けた利用料金（露店その他仮設工作物：1平方メートルにつき1日45円）ではなく、独自に定めた利用料金（1平方メートルにつき1日50円）に基づき利用料金を計算し、正規の利用料金よりも過大に徴収している例が発見された。(指摘事項-151)</p>	<p>措置済</p>	<p>適切な利用料金で徴収するように改めた。</p>
<p>ジャパンマリーナアライアンスのメンバーが尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設を利用した場合には、県から利用料金の減免に関する承認を得ていないにも関わらず、利用料金の5割を減額する措置を講じていた。(指摘事項-152)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上</p>
<p>施設利用者向けの「艇置契約料金のご案内」において、使用期間を制限する旨を記載することは、県港湾条例に適合していない。(指摘事項-153)</p>	<p>措置済</p>	<p>使用期間の制限を定めた施設管理運営要綱を作成している。</p>

<p>令和3年度管理運営評価シートを確認した結果、業務の再委託の状況に関して、「当社施設と一体となった管理運営による経費削減を行っており、直営可能業務以外の業務については再委託を入札によって行っている。」とされているが、令和3年度の植栽管理業務については、入札は行われていない。(指摘事項-154)</p>	<p>措置済</p>	<p>令和6年の植栽管理業務について入札により業者を選定した。</p>
<p>令和3年度管理運営評価シートでは、再委託の業務として警備業務、植栽管理業務、清掃管理業務のみ記載されており、設備管理業務の記載が漏れている。(指摘事項-155)</p>	<p>措置済</p>	<p>記載に不備無いように適切に対応する。</p>
<p>令和3年度の植栽管理業務は随意契約により契約が締結されているが、決裁書上、新西宮ヨットハーバー経理規程第46条第2項但書に定める随意契約事由のいずれに該当するか及びその理由が明記されておらず、また、経理規程第46条第4項に定める予定価格の設定も行われていない。(指摘事項-156)</p>	<p>措置済</p>	<p>経理規程にもとづいて適切な事務処理を行う。</p>
<p>業務の再委託の状況に関して記載不備や不実の記載が行われているにも関わらず、指定管理者及び施設所管課の評価が最高評価の「◎」とされている点には、疑問を持たざるを得ない。(指摘事項-157)</p>	<p>措置済</p>	<p>指定管理者制度に関するガイドラインに基づき、適切な対応を図る。</p>
<p>特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額を予定金額の決定に利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。(指摘事項-158)</p>	<p>措置済</p>	<p>入札の実施にあたっては、入札の透明性・公正性・公平性の観点から、複数の業者から下見積りを徴取するように適切に対応する。</p>
<p>設計仕様を変更し、予定価格を見直した場合には、見直し後の予定価格に基づき、入札を再度実施すべきであるが、再入札手続を経ることなく随意契約により外部業者と平成30年度清掃業務委託契約を締結したことは、経理規程第46条に反する取扱いである。(指摘事項-159)</p>	<p>措置済</p>	<p>経理規程にもとづいて適切な事務処理を行う。</p>
<p>再委託承諾申請書類及び新西宮ヨットハーバーが発行した承諾書には、再委託業務の範囲が記載されておらず、新西宮ヨットハーバーの担当者に確認した結果、殆ど全ての業務について再委託されているとのことであった。再委託業者は、業務履行能力を有すると認められる者を予め指名した上で実施する「指名競争入札」により選定されており、また、指定管理業務の内、清掃業務については殆ど全てが新西宮ヨットハーバーとは全く別の業者に再々委託される結果、指定管理者として新西宮ヨットハーバーを指定している意義を喪失させることに繋がることから、当該再々委託は不合理と言わざるを得ない。(指摘事項-160)</p>	<p>措置済</p>	<p>再委託業務の範囲について精査し、再委託承諾書に明記するよう指導した。再々委託は行わないよう改めた。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーが県に提出した令和3年度精算報告書を閲覧した結果、実績金額を記載すべき精算報告書の支出項目の殆どに計画金額が記載されており、収入金額と支出金額が一致した形で報告されていた。(指摘事項-161)</p>	<p>措置済</p>	<p>支出項目を適切に算定して、報告書を作成した。</p>

<p>新西宮ヨットハーバーの精算報告書に不相当と思われる報告内容が含まれているにも関わらず、県が令和3年度管理運営評価シートの収支状況における収支計画と実績の評価をS評価の「◎」としている点については、甚だ疑問である。(指摘事項-162)</p>	<p>措置済</p>	<p>指定管理者制度に関するガイドラインに基づき、適切な対応を図る。</p>
<p>港湾施設使用者が、県港湾条例第9条の2に基づき使用料の全部又は一部の減免を受ける場合、使用期間の更新の都度、「占使用料金等の減免申請書」を提出しなければならないが、新西宮ヨットハーバーは、平成4年設立当初から供用開始までは港湾施設使用料及び港湾水域占用料を全額減免とし、供用開始後は50%減免とする旨の減免申請書を平成4年10月15日付で提出しているのみで、それ以後、減免申請書を提出していない。(指摘事項-163)</p>	<p>措置済</p>	<p>県港湾施設管理条例にもとづいて適切な事務処理を行う。</p>
<p>現在、使用料を全額減免している駐車場は、広く一般に開放し利用料金を収受している収益施設であり、また、使用料を50%減免している各施設のうち、特にクラブハウスについては、レストランやギャラリーショップ等で料金を収受している収益施設である。これらの減免率は、明確な根拠に基づき設定されているものではなく、また、「港湾及び海岸における占使用許可事務の運用通達の改正及び占使用許可事務の取扱いについて」に定める「占使用料金減免基準」では営利目的や収益を目的とする場合は減免対象外とされていることとの平仄を欠いていることから、現在実施されている使用料減免の合理性については疑問が残る。(指摘事項-164)</p>	<p>措置済</p>	<p>各施設の利用状況等を踏まえた適切な使用料の減免に見直す。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、第160回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。(意見-99)</p>	<p>措置済</p>	<p>会社法等に基づいて適正に取締役会を開催する。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、第162回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。(意見-100)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上</p>
<p>新西宮ヨットハーバーでは、各取締役及び監査役が取締役会の出席義務を適切に果たし、代表取締役の職務執行を適切に監督、監査すべきである。(意見-101)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、港湾施設利用者から利用料金を徴収する際、県から承認を受けた利用料金に基づき適切に計算すべきである。(意見-102)</p>	<p>措置済</p>	<p>適切な利用料金で徴収するように改めた。</p>
<p>利用料金を5割減額する措置は、新西宮ヨットハーバーが承認を受けた減免基準の内、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の生徒又は学生が、</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>

<p>クラブ活動として使用する場合」、「兵庫県又は新西宮ヨットハーバー株式会社が後援する行事に参加するために使用する場合」に相当するものであり、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーであることのみを理由とした減免に対して、それらと同一の減免率を適用することについては、公共性、公平性の観点からは疑問が残る。新西宮ヨットハーバーは、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーに対する減免措置を実施する場合には、県港湾条例第17条の2第4項に従い県の承認を受ける必要があるが、県は、施設の公共性、他の使用料減免基準との公平性等を十分に考慮し、慎重に検討すべきである。(意見-103)</p>		
<p>新西宮ヨットハーバーは、指定管理施設の適切な管理運営を確保するため、指定管理者に応募する際に県に提出する事業計画書で使用期間の定めを提案して承認を受けるなどの対応をすべきである。(意見-104)</p>	<p>措置済</p>	<p>公共施設である趣旨を踏まえ、特定人の専用使用とならないよう、利用期間については事業計画書に記載の上県と協議し、適切な対応を図る。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、管理運営評価シートを事実に従い適切に作成するとともに、県は当該評価シートの記載につき慎重に確認すべきである。(意見-105)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、競争入札を実施するにあたり、必ず複数の業者から下見積りを徴取した上で、予定価格の決定を行うべきである。(意見-106)</p>	<p>措置済</p>	<p>入札の実施にあたっては、入札の透明性・公正性・公平性の観点から、複数の業者から下見積りを徴取するよう、適切に対応する。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、今後、入札不調により、予定価格を見直した場合には、経理規程第46条に基づき入札を再度実施すべきである。(意見-107)</p>	<p>措置済</p>	<p>経理規程にもとづいて適切な事務処理を行う。</p>
<p>指定管理者制度の趣旨に鑑みた場合、指定管理業務の再々委託は原則として避けるべきであり、仮に再々委託をせざるを得ない状況に至った場合には、新西宮ヨットハーバーは、県と慎重に協議の上、再々委託を承諾するか否かを決定すべきである。(意見-108)</p>	<p>措置済</p>	<p>再々委託は行わないよう改めた。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、精算報告書の支出金額については、収入と一致した金額を記載するのではなく、実績金額を報告すべきである。実績金額の支出項目の内、指定管理業務とその他に対して共通的に発生した支出については、合理的な按分基準（例えば、人員配置や面積比など）を用いて適正に算定すべきである。(意見-109)</p>	<p>措置済</p>	<p>支出項目を適切に算定して、報告書を作成した。</p>
<p>県は、新西宮ヨットハーバーから提出された精算報告書の正確性や妥当性について、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行うべきである。(意見-110)</p>	<p>措置済</p>	<p>報告書の根拠となる書類の確認を行うなど、適切な対応を図る。</p>
<p>新西宮ヨットハーバーは、港湾施設使用料の減免を申請する場合には、具体的な減免理由を記載した「占使用料金等の減免申請書」を提出すべきである。(意見-111)</p>	<p>措置済</p>	<p>県港湾施設管理条例にもとづいて適切な事務処理を行う。</p>

<p>県は、社会経済情勢の変化や学生・県民に開かれた施設としての新西宮ヨットハーバーの各施設の利用状況等を踏まえ、減免の要否も含め、新西宮ヨットハーバーに対する適切な港湾施設使用料を改めて検討し、設定すべきである。(意見-112)</p>	<p>措置済</p>	<p>各施設の利用状況等を踏まえた適切な使用料の減免に見直す。</p>
<p>県は、新西宮ヨットハーバーに対する適切な使用料を検討する際には、交付金の対象施設か否かについても、改めて精査すべきである。(意見-113)</p>	<p>措置済</p>	<p>交付金の対象施設か否かを確認のうえ、適切な使用料の減免に見直す。</p>

4. 指定管理施設

(1) 全般的事項

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>県は、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設の公募の募集期間を、合理的な理由もなく、「指定管理者の公募に関するガイドライン」が定める募集期間（原則として2ヶ月程度）よりも短く設定しており、同ガイドラインに反する取扱いを行っている。(指摘事項-165)</p>	<p>措置済</p>	<p>ガイドラインに沿った適切な事務処理を行う。</p>
<p>令和3年度の指定管理者の内、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設については、公募により指定管理者が選定されており、選定に際しては、指定管理者候補者選定委員会の審査が行われている。しかし、選定委員会における議事内容（要旨）が県ホームページ等により公表されておらず、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に反する取扱いが行われている。(指摘事項-166)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等他2施設に係る指定管理者を選定した際の決裁書に記載された指定基準適合理由は、「第三セクター」という抽象的な理由の記載にとどまり、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に記載された評価項目や審査の視点が欠落していると言わざるを得ない。(指摘事項-167)</p>	<p>措置済</p>	<p>具体的な理由を記載するように改めた。</p>
<p>あいおいアクアポリスについては、企業の継続性に懸念を抱かざるを得ない経営状態であるにも関わらず、県は、指定基準適合認定理由として、「相生市、中小医業基盤整備機構、民間企業により設立した第三セクターであり、必要な経理的基礎を有している。」という紋切型の理由のみを挙げていたことは、検討が不十分であると言わざるを得ない。(指摘事項-168)</p>	<p>措置済</p>	<p>指定基準適合認定理由を具体的に記載した。選定理由については、本施設が同社が管理運営する道の駅に隣接し、一元的に管理することが合理的であること。また、経営面については、経営改革に必要な補助金を受けたことで、債務超過は解消され、引き続き経営改善を取り組むこととしており、本指定管理期間における必要な経理的基礎を有すると認めたことなどである。</p>
<p>特定の者を指名する施設の条件に合致するため、非公募により指定管理者を選定する場合には、指定基準適合認定理由が記載された決裁書が県の内部で回覧されるのみで、非公募とした理由や特定の者の指定理由等の情報</p>	<p>措置済</p>	<p>非公募の理由については、県ホームページに掲載した。</p>

<p>は公表されない。そのため、「公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力を有するものであること」の3つの基準を十分に満たしているかどうかを外部から確認することができず、選定過程の透明性や公平性が十分に確保できていない。(指摘事項-169)</p>		
<p>港湾課が所管する公の施設について、施設の態様等は類似しているにも関わらず、所管する班によって基本協定書の協定項目が大きく相違することは、指定管理業務の水準の不均衡等を生じさせる要因となり、不合理である。(指摘事項-170)</p>	<p>措置済</p>	<p>更新を行った指定管理施設については、基本協定の項目については、相違が生じないように修正を行った。引き続き、他の施設についても、都度基本協定の見直しについて手続を行う。</p>
<p>尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等を始めとする港湾課管理班が所管する公の施設に係る指定管理者との基本協定書では、県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」に挙げられている協定事項の多くが、合理的な理由無く記載されていない。(指摘事項-171)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>港湾課管理班が所管する5施設に係る基本協定書では、指定管理業務の全部又は主要業務を含む大部分を再委託することを制限する条項が定められておらず、指定管理者制度の趣旨に照らして、不適切である。(指摘事項-172)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>夢舞台から提出された施設管理業務完了報告は、県が、管理の実態を把握する上で必要な情報(管理業務の実施状況、利用状況等)が殆ど記載されていない。(指摘事項-173)</p>	<p>措置済</p>	<p>実績報告書に管理実態を把握するために必要な情報を記載するようにした。</p>
<p>県は、管理の実態を把握する上で必要な情報が殆ど記載されていないにも関わらず、これを看過し、何らの指導も行わず、施設管理業務完了報告を受領している。(指摘事項-174)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で公募の募集期間については「最低でも2ヶ月は確保」としていることから、今後は同ガイドラインに沿って、公募の募集期間を適切に設定すべきである。(意見-114)</p>	<p>措置済</p>	<p>ガイドラインに沿った適切な事務処理を行う。</p>
<p>県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で選定委員会の議事要旨について、審査結果と併せて県ホームページで公表し、審査過程の透明性の確保に努めることとしていることから、今後は同ガイドラインに沿って、選定委員会の議事要旨を県ホームページで公表すべきである。(意見-115)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>県は、非公募により指定管理者を選定する場合にも、非公募の理由や特定の者の指定理由等の情報を県ホームページへの掲載等を通じて公表し、選定過程の透明性や公平性を確保すべきである。(意見-116)</p>	<p>措置済</p>	<p>非公募の理由については、県ホームページに掲載した。</p>

<p>県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課が所管する公の施設については、施設の態様の類似性等を考慮し、当ガイドラインに挙げられた協定事項を基本協定書に織り込むなど、当ガイドラインに沿って、指定管理者制度を適切に運用すべきである。(意見-117)</p>	<p>措置済</p>	<p>更新を行った指定管理施設については、基本協定の項目について、相違が生じないように修正を行った。引き続き、他の施設についても、都度基本協定の見直しについて手続きを行う。</p>
<p>県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課管理班が所管する公の施設については、当ガイドラインに従い、第三者への業務の再委託を制限する規定を適切に織り込むべきである。(意見-118)</p>	<p>措置済</p>	<p>更新を行った指定管理施設については、基本協定の項目に再委託することを制限する条項を定めた。引き続き他の施設についても、都度基本協定の見直しについて手続きを行う。</p>
<p>県は、夢舞台に対して、管理業務の実施状況や利用状況等、管理の実態を把握する上で必要な情報を記載した実績報告書を提出するよう、適切に指導及び監督すべきである。(意見-119)</p>	<p>措置済</p>	<p>実績報告書に管理実態を把握するために必要な情報を記載するようになった。</p>

(2) 相生港那波旅客来訪船舶棧橋 (指定管理者: あいおいアクアポリス)

<p>外部監査人の指摘事項及び意見</p>	<p>分類</p>	<p>対応及び改善策</p>
<p>相生港那波旅客来訪船舶棧橋に係る管理に関する協定書上、指定管理者であるあいおいアクアポリスは、施設の利用状況を月報にまとめ、四半期ごとに県へ報告することとされているが、県への報告資料を閲覧した結果、半期ごとの報告しか行われていなかった。(指摘事項-175)</p>	<p>措置済</p>	<p>指摘を受け、指定管理者から四半期報告書の提出を得ている。</p>
<p>あいおいアクアポリスが県に提出した令和3年度の収支決算報告書を確認した結果、収支決算報告書に記載された各収支項目の金額は、殆どが不正確な金額であった。(指摘事項-176)</p>	<p>措置済</p>	<p>四半期毎に提出される報告書に記載されている金額の根拠資料の提出を求め、記載金額と当該資料を突合するなどの確認を徹底する。</p>
<p>県は、前年度との比較や予算の範囲内かどうかの形式的なチェックしか実施しておらず、各収支項目に記載された金額の正確性について適切なモニタリングを実施していないため、収支決算報告書が不正確であることを看過していた。(指摘事項-177)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>定期旅客船、定期旅客船以外、ビジターの3区分の利用料金が存在するが、例えば、屋形船であればビジターの利用料金を、作業船であれば定期旅客船以外の利用料金を適用するといった各利用料金の適用船舶に関する明確な基準がなく、利用者にとって分かりにくいものとなっている。(指摘事項-178)</p>	<p>措置済</p>	<p>誤解を招く表現は改善した。引き続き利用者へ適切な案内に努める。</p>
<p>あいおいアクアポリスは、債務超過状態が継続し、企業の継続性が危ぶまれる状況であることから、指定管理の継続が困難となる恐れが生じていたと考えられるが、県に対して当該状況を報告していない。これは、相生港那波旅客来訪船舶棧橋に関する指定管理者申請要項に反している。(指摘事項-179)</p>	<p>措置済</p>	<p>適切な施設、運営の観点から、指定管理者の経営状況を注視するとともに、必要に応じ状況の報告を求める。</p>

<p>県は、あいおいアクアポリスが、令和2年12月に経営改善計画を策定し、相生市から100百万円の補助金を交付されなければならないほど経営状態が悪化している状況を把握しておらず、あいおいアクアポリスに対する管理・監督が不適切であると言わざるを得ない。(指摘事項-180)</p>	措置済	同上。
<p>あいおいアクアポリスは、基本協定書に基づき、月報を四半期ごとに県に報告すべきである。(意見-120)</p>	措置済	四半期ごとに報告書を提出するように改めた。
<p>指定管理業務が適切に行われたことを確認する上では、実績報告書に指定管理業務に関する収支が「漏れなく」「正確に」記載されていることが非常に重要であるため、あいおいアクアポリスは、当年度における正確な実績数値の報告を徹底し、県は形式的なチェックではなく、実効性のあるモニタリングを行うべきである。(意見-121)</p>	措置済	記載金額の根拠となる資料の提出を求め、記載金額と当該資料を突合するなどの確認を徹底する。
<p>あいおいアクアポリスは、次期指定期間から、県の承認を受けて各利用料金の適用船舶の基準を設け、利用者に分かり易く明示すべきである。(意見-122)</p>	措置済	誤解を招く表現は改善した。引き続き利用者へ適切な案内に努める。
<p>県は、経営改善計画の進捗状況や資金繰りの状況を定期的に確認するなど、あいおいアクアポリスに対する管理・監督を強化すべきである。(意見-123)</p>	措置済	適切な施設、運営の観点から、指定管理者の経営状況を注視するとともに、必要に応じ状況の報告を求める。

(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設 (指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会)

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p>利用料金の延滞金は、利用料金に付随して発生する収入であり、指定管理業務の一つである「施設の使用に係る料金の収受」に該当すると考えられることから、事業報告書の収支計算書に含めて報告すべきであるが、令和3年度に徴収した延滞金(16千円)について、事業報告書の収支計算書への記載が漏れていた。(指摘事項-181)</p>	措置済	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な事業報告書の作成を指導した。
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用者から利用料金を徴収(令和3年度:2,780千円)しているが、利用料金は県港湾条例等で定められたものではなく、自主事業を実施する上で法人独自で定めたものである。そのため、本来、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県に対して多目的広場の使用許可申請を行い、許可を得る必要があるが、一部(サッカーゴールポスト設置部分(2.93㎡)、グラウンド利用上の注意看板設置部分(1.26㎡))を除き、使用許可を得ていない。(指摘事項-182)</p>	措置済	同上。
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場において自主事業を実施する場合、県から使用許可を得るべきであるが、その際、県は、多目的広場の公益性等を考慮し、県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減</p>	措置済	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な使用許可申請の手続を指導した。なお、使用料については、県港湾条例に基づいた

<p>免を検討すべきである。(指摘事項-183)</p>		<p>減免を行う。</p>
<p>指定管理者申請要項上、自主事業の実施に当たっては、予め県と協議した上で、承認を得ることとされていることから、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用料金体系などについて県の承認を得ておく必要があるが、自主事業に係る協議及び承認は行われていない。(指摘事項-184)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、自主事業に係る協議の実施を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先との間の業務仕様書を確認した結果、業務仕様書には詳細かつ具体的に業務内容が記載されているが、実際には行っていない業務も業務仕様書に記載されているなど、再委託契約における委託業務範囲が不明確となっているものが散見された。(指摘事項-185)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、再委託業務の範囲を明確化するよう指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、小型船舶係留施設維持管理業務の一部を第三者に再委託する際、業務委託契約書で定められた事前承諾手続等を行っていないかった。(指摘事項-186)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な事務手続を指導した。</p>
<p>県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したものが判然としないものが散見された。(指摘事項-187)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な業務実施報告書の作成を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会から民間企業(正会員)と団体(正会員)に維持管理業務を委託しているが、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と団体(正会員)は契約しておらず、民間企業(正会員)と団体(正会員)との間で別途業務委託契約を締結しているとのことであり、実際の取引と契約関係との間に齟齬が生じている。(指摘事項-188)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な契約手続を指導した。</p>
<p>上記と業務内容が全く同じ契約書が交わされているものの、実績報告書が確認できない不透明な契約であり、県から支払われた委託料が兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会を経由して民間企業(正会員)に還流していることから問題である。(指摘事項-189)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>按分比率に用いている用役比は、各事業の規模感という曖昧な基準に基づき算出されたものであり、収入割合や人員割合等の具体的な基準に基づき算出されたものではないため、各事業に按分された経費が合理的であると論拠は乏しい。(指摘事項-190)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、合理的な用役比の算出を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、利用料金の延滞金について、事業報告書の収支計算書に含めて適切に報告すべきである。(意見-124)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な業務実施報告書の作成を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、自主事業の実施に当たっては、利用料金体系を含む事業内容につ</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、自主事業に係る協</p>

<p>いて、県と協議し承認を得るべきである。(意見-125)</p>		<p>議の実施を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、令和3年度では、自主事業の実施により19,957千円の収入を得ている(西宮駐車場利用収入:16,412千円、自動販売機収入:764千円、多目的広場利用収入:2,780千円)が、事業報告書には、自主事業の実施状況や収支状況が記載されていない。(意見-126)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な業務実施報告書の作成を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県と協議し承認を得た自主事業の実施状況及び収支状況について、実績報告書へ記載し、県に報告すべきである。(意見-127)</p>	<p>措置済</p>	<p>同上。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、正会員に指定管理業務を再委託する場合、標準の仕様書を安易に使用するのではなく、両者間で業務範囲を明確にした上で、実態に即した業務仕様書に基づき、契約を締結すべきである。(意見-128)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な契約手続を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、委託業務の再委託を行う場合、業務委託契約書上の再委託の取扱いを慎重に確認し、県への事前承諾手続を適切に実施すべきである。(意見-129)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な事務手続を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとともに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。(意見-130)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な業務実施報告書の作成を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、実際の取引に即した透明性のある委託契約を締結すべきである。(意見-131)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な契約手続を指導した。</p>
<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、合理的な按分比率に基づき算出した経費を基礎として年度収支計算書を作成し、県に報告すべきである。(意見-132)</p>	<p>措置済</p>	<p>兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会に対し、適正な業務実施報告書の作成を指導した。</p>